

資料編

1. 策定体制

(1) 豊橋市緑の基本計画検討委員会

役職	所属	氏名
委員長	静岡文化芸術大学 文化政策学部 教授	阿蘇 裕矢
副委員長	豊橋創造大学 短期大学部 教授	寺本 和子
委員	豊橋技術科学大学 環境・生命工学系 講師	東海林 孝幸
	東三河自然観察会 会長	梶野 保光
	穂の国森づくりの会 専務理事	大木 伸浩
	豊橋市自治連合会 住みよい環境委員会 委員	安達 修
	JA豊橋 女性部会 会長	木田 きよえ (芳賀 しげ子)
	豊橋発展会連盟 会長	岡 伸幸
	レクリエーション協会 会長	阿部 弘子
	豊橋観光コンベンション協会 事業推進部 次長	鈴木 恵子
	豊橋技術科学大学 学生	三島 浩敬
	静岡文化芸術大学 学生	近藤 沙紀
オブザーバー	愛知県建設部公園緑地課 課長	小林 恒雄
	愛知県東三河建設事務所 企画調整監	村田 裕昭 (野口 知臣)

氏名は敬称略。()は平成22年度。

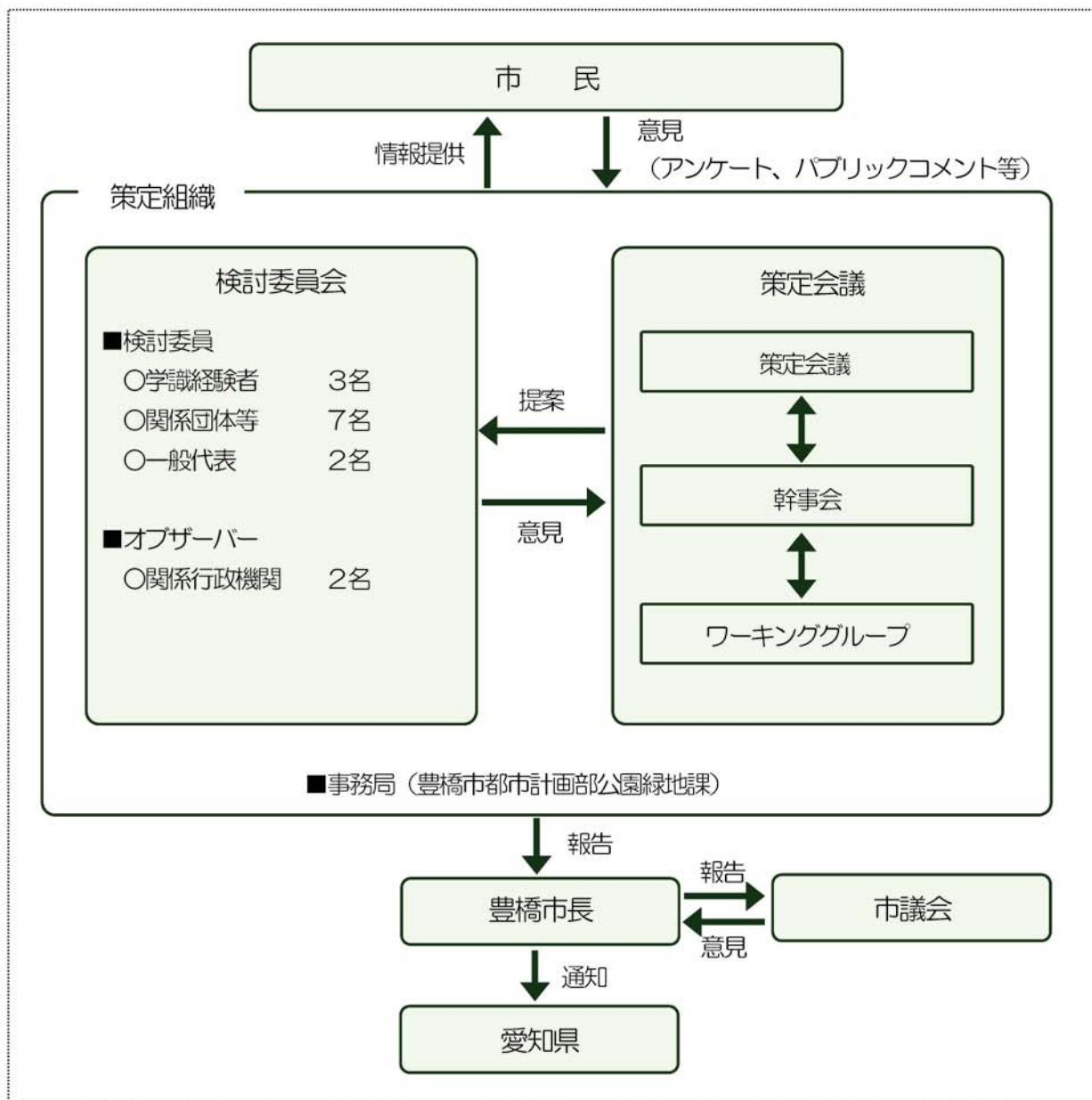
(2) 豊橋市緑の基本計画策定会議

策定会議

役職	職名
会長	副市長
副会長	都市計画部長
委員	総務部長、財務部長、企画部長、文化市民部長、環境部長、産業部長、建設部長、教育部長、(消防長)

()は平成22年度。

策定体制



2. 策定の経過

年度	月	市民	検討委員会	策定会議	市議会
平成22年度	10	市民アンケート調査 企業アンケート調査			
	11				
	12				
	1				
	2		第1回検討委員会	第1回策定会議	
	3				
平成23年度	4				
	5				
	6				
	7		第2回検討委員会		
	8			第2回策定会議	
	9				
	10				
	11		第3回検討委員会	第3回策定会議	
	12				
	1				
	2				建設消防委員会
	3	パブリックコメント	第4回検討委員会		

3. 旧緑の基本計画の評価

(1) 緑地（施設緑地・地域制緑地）確保の達成状況

・緑地面積は、市街化区域内では平成7年度よりも2ha増加、市域全体では113ha減少

平成8年策定のとよはし緑の基本計画（以下、「旧計画」という。）では、平成22年度の緑地（施設緑地あるいは地域制緑地として確保されている土地）の確保目標水準を、市域全体と市街化区域内について設定していました。

市街化区域内の緑地面積は、平成7年度よりも2ha増加しましたが、市域全体では113ha減少しました。市街化区域内の増加分は、主に都市公園整備の進展によるものです。

項目	A. 目標値 (平成22年度)	B. 現況値 (平成7年度)	C. 実績値 (平成22年度)	達成率 (C-B)/(A-B)
市街化区域内の緑地	976ha	384ha	386ha	0%
市域全体（都市計画区域）の 緑地	11,629ha	10,439ha	10,326ha	0%

(2) 都市公園・公共施設緑地の達成状況

・都市公園面積は、平成7年度よりも80.26ha増加

・一人当たりの面積は15.56㎡であり、平成7年よりも1.83㎡増加

平成22年度の都市公園面積は375.10haであり、平成7年度よりも80.26ha増加したものの、目標値に対する達成率は16%となっています。この原因としては、高い目標を設定していたこと、必要な事業費が投入できなかったことがあげられます。

一方、公共施設緑地の達成率は30%と、都市公園よりは高くなっています。

平成22年度の一人当たりの面積は15.56㎡であり、平成7年度よりも1.83㎡増加しています。

項目	A. 目標値 (平成22年度)	B. 現況値 (平成7年度)	C. 実績値 (平成22年度)	達成率 (C-B)/(A-B)
人口（人）	428,000	356,402	381,631	—
都市公園箇所数（箇所）	388	286	384	96%
都市公園面積（ha）	785.85	294.84	375.10	16%
公共施設緑地面積（ha）	274.62	194.45	218.82	30%
一人当たり面積（㎡/人）	24.78	13.73	15.56	17%

(3) 都市公園（種別）の達成状況

- ・街区公園の整備数は進捗
- ・幸公園（総合公園）、豊橋総合スポーツ公園（運動公園）の整備が進展

街区公園は、開発行為により創出された公園が多いものの、公園不足地域の解消は進んでいない状況です。

近隣公園は、牟呂大海津公園の整備が完了しましたが、牛川公園及び2箇所の新規公園は土地区画整理事業の進捗状況などにより先送りとなりました。

地区公園は、4箇所（東田公園、小池公園、小浜公園、牟呂公園）の整備や1箇所の新規公園を計画していましたが、整備の進展はありませんでした。

総合公園は、既存の4箇所（豊橋公園、幸公園、向山緑地、高師緑地）について、26haの増加を計画していました。実績として、幸公園及び高師緑地において一定の整備が進みましたが、目標値の達成率は32%にとどまりました。

運動公園は、豊橋総合スポーツ公園の整備が進捗しましたが、目標の46%となりました。

特殊公園は5箇所（赤岩山緑地、高山緑地、岩屋緑地、下地緑地、高塚緑地）計画していましたが、赤岩山緑地と岩屋緑地の2箇所で7haの増加にとどまっています。

都市緑地等は、利兵池公園、北島河川敷広場等の整備を行いました。面積の達成率は36%にとどまりました。

種別		A. 目標値 (平成22年度)	B. 現況値 (平成7年度)	C. 実績値 (平成22年度)	達成率 (C-B)/(A-B)
街区公園	箇所数	334	248	330	95%
	面積 (ha)	57.03	43.03	51.80	63%
近隣公園	箇所数	14	10	11	25%
	面積 (ha)	18.87	14.87	15.87	25%
地区公園	箇所数	6	5	5	0%
	面積 (ha)	35.60	6.19	6.19	0%
総合公園	箇所数	4	4	4	100%
	面積 (ha)	93.67	68.13	76.22	32%
運動公園	箇所数	3	2	3	100%
	面積 (ha)	77.45	23.45	48.13	46%
特殊公園	箇所数	10	10	11	100%
	面積 (ha)	410.77	131.84	139.37	3%
都市緑地等	箇所数	17	7	20	130%
	面積 (ha)	92.46	7.33	37.51	36%

(4) 地域制緑地の達成状況

- ・地域森林計画対象民有林と農用地がわずかに減少
- ・特別緑地保全地区の指定、緑地協定の締結は進展せず

計画期間内には、国定公園、県立自然公園、自然環境保全地域に増減はなく、農用地区域は6ha増加しました。地域森林計画対象民有林は、111ha減少しましたが、国有林では規制の強い保安林区域の大幅な増加がありました。地域制緑地全体では延べ13,212haとなっています。

旧計画では、市街化区域内の斜面林や社寺林などを対象とした特別緑地保全地区の新規指定10地区と、建築協定区域などを対象とした緑地協定の締結を計画していましたが、これらの進展はありませんでした。

種別	A. 目標値 (平成22年度)	B. 現況値 (平成7年度)	C. 実績値 (平成22年度)	増減 (C-B)
地域制緑地全体	14,024.95ha	13,303ha	13,212ha	▲91ha
●法によるもの	13,323.15ha	13,303ha	13,212ha	▲91ha
特別緑地保全地区	20.15ha	0ha	0ha	0ha
風致地区	735ha	735ha	735ha	0ha
その他法令によるもの	11,369ha	12,568ha	12,477ha	▲91ha
国定公園	378ha	378ha	378ha	0ha
県立自然公園	2,061ha	2,061ha	2,061ha	0ha
自然環境保全地域	10ha	10ha	10ha	0ha
農用地区域	5,731ha	5,731ha	5,737ha	6ha
地域森林計画対象民有林 (上記のうち保安林区域)	3,189ha (263ha)	3,189ha (263ha)	3,078ha (322ha)	▲111ha (59ha)
国有林 (上記のうち保安林区域)	1,199ha (265ha)	1,199ha (265ha)	1,213ha (1,131ha)	14ha (866ha)
●条例によるもの(緑地協定)	701.8ha	0ha	0ha	0ha

(5) 道路緑化の達成状況

道路の緑化延長、街路樹の高木本数ともに、わずかな増加

道路の緑化延長は、平成22年度の目標値を268kmと設定していましたが、186kmにとどまっています。ただし、平成7年度と平成22年度で計測方法が異なっています。街路樹の高木本数についても平成7年度よりも微増したものの、目標の達成率は13%となっています。

項目	A. 目標値 (平成22年度)	B. 現況値 (平成7年度)	C. 実績値 (平成22年度)	達成率 (C-B)/(A-B)
緑化延長	268,421m	172,771m	186,320m	14%
高木本数	33,885本	23,476本	24,844本	13%

(6) 各施策の取り組み状況

旧計画の「基本方針の体系」に沿って、各施策のこれまでの実施状況を示します。

基本方針の体系		実施状況	評価	
緑の 保全	緑の保全と整備	保存樹・保存樹林の指定	「とよはしの巨木・名木」を100箇所指定。年4回、見学会を実施	A
		緑地保全地区の指定	未実施	E
		風致地区の指定	既存風致地区から増減なし	C
		鎮守の森の保全	未実施	E
		街路樹自然樹型仕立ての遵守	継続実施	B
		公共施設の樹木の保全	公園における樹木の植栽、育成、管理を継続実施 市営の苗圃において公共用樹木の一部を育苗	B
	自然とのふれあう場の保全と活用	葦毛湿原の保全及び周辺の活用	葦毛湿原の維持管理を実施	A
		東部丘陵レクリエーション構想の推進	未実施	E
		表浜リゾート計画の推進	未実施	E
緑の 創出	緑化重点地区の整備	緑化重点地区の事業推進	豊橋公園、神明公園、黒福公園などの再生を実施	B
	公園の整備	都市公園の量的拡大	平成7年度より96箇所、80ha拡大したものの、目標の491ha拡大には及ばず	C
		公園のリフレッシュ	豊橋公園、神明公園、黒福公園などの再生を実施	B
		特色ある公園づくり	豊橋総合動植物公園の整備、管理運営を推進 豊橋総合スポーツ公園の整備を推進	B
		河川敷公園の整備	北島河川敷広場などの水辺の緑地整備を推進	B
		防災機能をもった公園づくり	豊橋総合スポーツ公園整備、高師緑地・幸公園・牛川遊歩公園に備蓄倉庫・非常用便所等を設置	B
	道路の緑化	道路景観整備事業による緑化の推進	二川駅環境整備事業を実施	B
		街路樹の量的拡大	平成7年度よりわずかに増加	C
		花のある道づくり	中心市街地に花コンテナを設置	C
		転作水田を活かした沿道緑化	遊休農地における景観作物の種子配布を実施	B
	河川・水路・ため池の緑化	治水・利水にあわせた河川環境整備	25河川を対象として、水辺環境整備事業として親水施設整備、自然回復整備等を実施	A
		ため池・水路の保全と活用	市有ため池について、施設の維持、安全対策、住民利用等の観点から維持管理事業を実施 また、4池を対象として環境整備事業を実施	A
	公共施設の緑化	公共公益施設の緑化	市役所の緑のカーテンやあいトピアの屋上・駐車場緑化などを実施	B
		学校の緑化	校庭芝生化を実施	B
		臨海部の緑化	三河臨海緑地の整備に向けて協議会を開催	C
		市民農園の設置	市民農園や市民ふれあい農園の開設支援、管理運営	B

基本方針の体系		実施状況	評価	
民有地の緑化	生垣緑化の推進	延長 50m以上の生垣設置を対象として助成（実績なし）、その他、駐車場や空地の緑化に対する助成（実績あり）	C	
	緑地協定締結の促進	未実施	E	
	壁面緑化の促進	面積 100 m ² 以上の屋上緑化、延長 50m以上の壁面緑化を対象として助成（実績あり） その他、各種緑化に対する助成	C	
	花いっぱい運動の促進	花交流フェアやうめまつりなどで、民有地緑化のための苗木配布	B	
緑の普及・啓発	緑化推進機関の充実	(財) 豊橋みどりの協会の充実	都市緑化基金を活用した事業を展開	B
	緑化活動への支援	緑化基金の充実	(財) 豊橋みどりの協会の「都市緑化基金」の積立額は平成 2 年時点より約 2.7 倍に増加	B
		緑化活動への物的支援の充実	緑地での里山活動について、必要な器具の支援を実施	B
		緑のパトロール隊の設置	未実施	E
		緑のボランティアの育成	里山管理講座や刈込みイベントを実施	C
		緑化活動団体の育成及び既団体活動の推進	公園協力会 180 団体、街路樹愛護会 30 団体、これら団体への助成	B
	—	都市公園において、多様化する市民ニーズに対応するため、民間能力を活用する指定管理者制度を導入	—	
	緑化技術の支援・提供	市民園芸講座の開催	(財) 豊橋みどりの協会によって花づくり、寄せ植えなどの講座を年 10 回開催	A
		緑の相談所の設置	公園緑地課や (財) 豊橋みどりの協会と相談には対応、相談所は未開設	E
	緑化に対する意識の高揚	PR・シンポジウム等の充実	巨木・名木や百花苑の冊子により PR 花交流フェア等でシンポジウムを開催	B
緑・花のコンクールの充実		花交流フェアにおける寄せ植えなどのコンクール、及び「花と緑によせるフォト&メッセージ」を実施	A	
花いっぱい運動活動の充実		平成 8 年以降、毎年 GW 期間中に、豊橋公園において「花交流フェア」を開催し、1~5 万人/回程度が参加 平成 11 年以降毎年、豊橋総合スポーツ公園において「市民植樹祭」、「とよはし緑の日」を開催 身近な公園に花壇を設置し、地域で管理を行う「公園ガーデニング事業」を展開	A	

「評価」について A：順調、B：おおむね順調、C：わずかに進展、D：検討中、E：進展無し

4. 市民・企業アンケートの結果

市民や事業者を対象として、豊橋市の緑や公園・緑地に対する意識を緑の基本計画に反映させることを目的として、アンケート調査を実施しました。

①市民アンケート調査

実施期間：平成22年10月（回収期間3週間）

対象者：豊橋市民（20歳以上の男女）、住民基本台帳による無作為抽出

回収数：2,337票（回収率：46.7%）

②企業アンケート調査

実施期間：平成22年10月（回収期間3週間）

対象者：豊橋市内の民間企業（商工会議所に加入している従業員50人以上の事業者）

回収数：230票（回収率：57.5%）

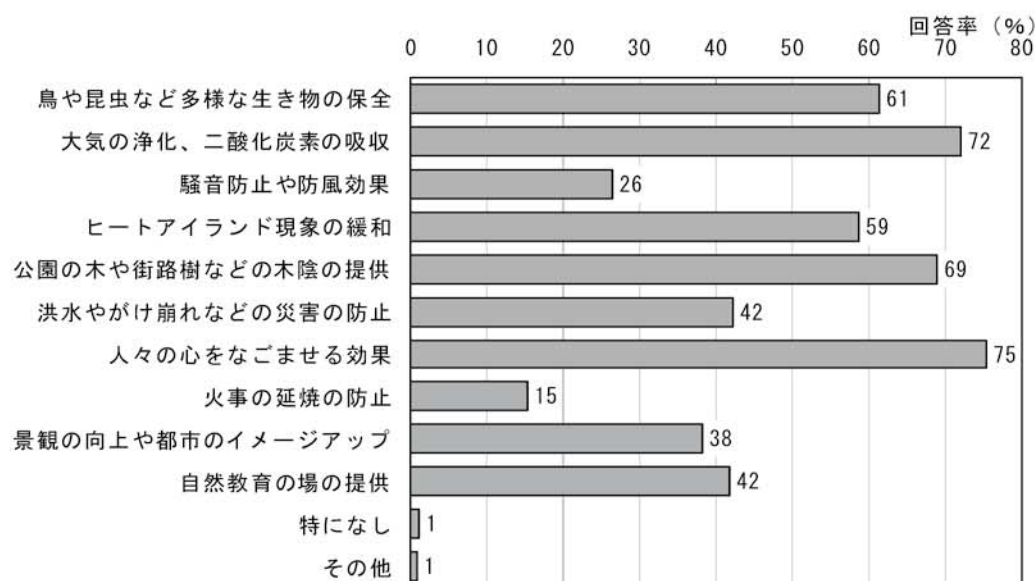
1) 市民の意識

(1) 豊橋市の緑について

①都市緑化に対する市民の意識や理解は進んでいます。

- ・市民のほとんどが、緑の多様な役割や必要性を認識しています。
- ・特に、「人々の心をなごませる効果」「大気の浄化、二酸化炭素の吸収」「公園の木や街路樹などの木陰の提供」などを重要と考える人が多くいます。

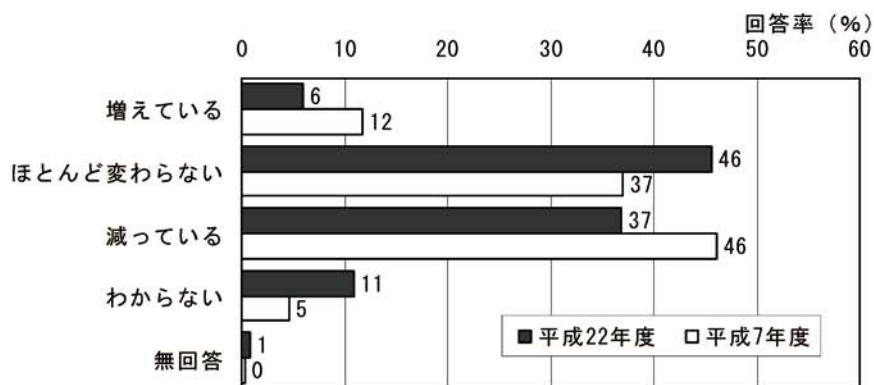
重要だと思う緑の効果



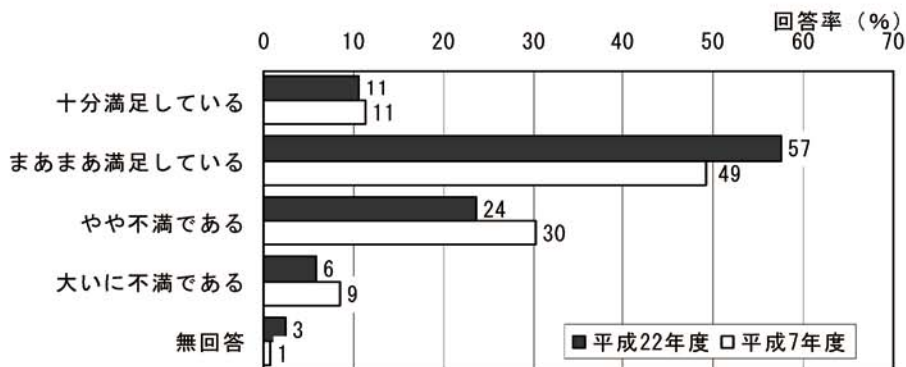
②緑の満足度は68%で、15年前よりやや向上しています。

- ・平成7年度と比べると、緑の量が「減っている」と回答している市民の割合が低下していますが、まだ37%の市民が減少傾向という意識を持っています。
- ・緑の量について「十分満足している」と「まあまあ満足している」をあわせると68%であり、平成7年度と比べると、満足している割合は増加しています。

以前（10年くらい前）と比べたときの緑の量の変化



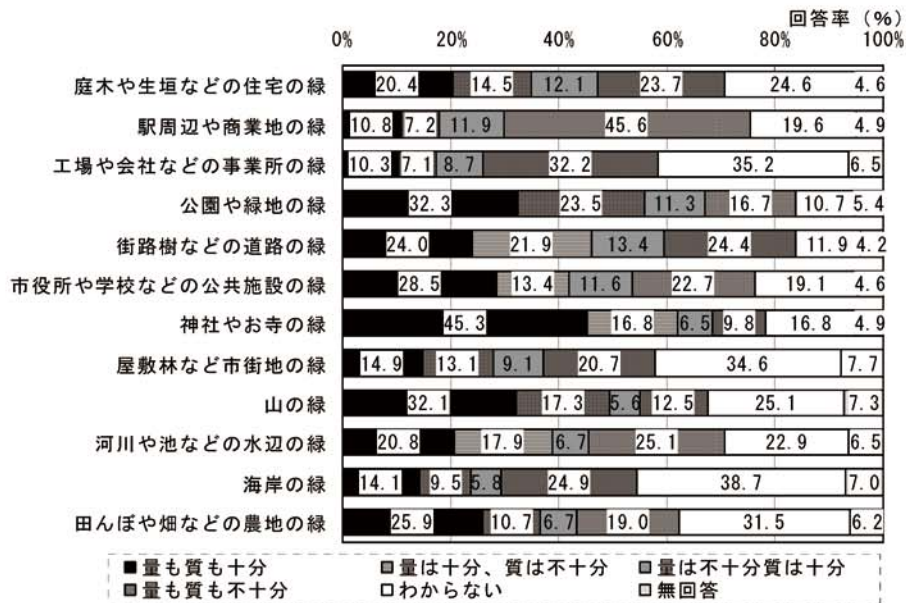
緑の量についての満足度



③中心市街地など駅周辺や商業地では緑が不足していると感じる市民が多くいます。

- ・緑が不足している場所としては、「駅周辺や商業地の緑」「工場や会社などの事業所の緑」があげられ、それぞれ45.6%、32.2%が「量も質も不十分」と回答しています。
- ・一方、「神社やお寺の緑」「公園や緑地の緑」「山の緑」は、それぞれ、45.3%、32.3%、32.1%が「量も質も十分」と回答しています。

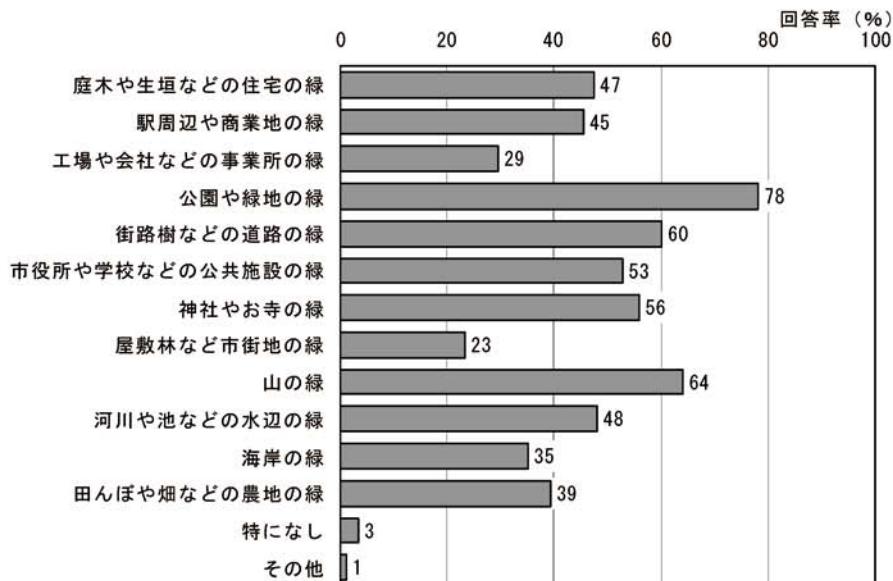
緑の「量」や「質」についての印象



④公園・緑地や山、街路樹、社寺林などの緑が重要と考えられています。

- ・残しておきたい、増やしたいと思う緑として、公園や緑地、街路樹などの公有地の緑だけでなく、山や社寺林などの私有地の緑があげられています。

特に残しておきたい、増やしたいと思う緑

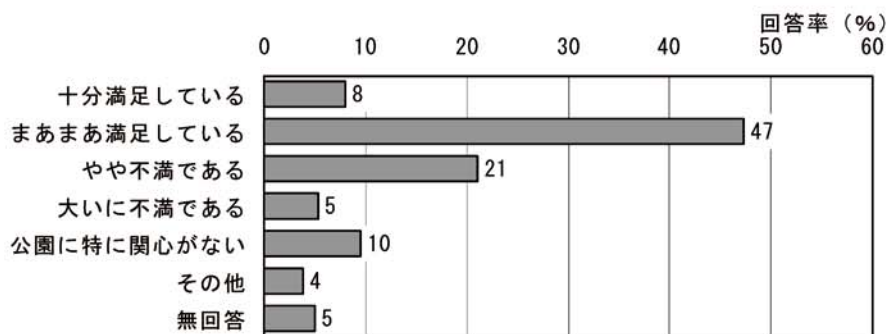


(2) 公園・緑地について

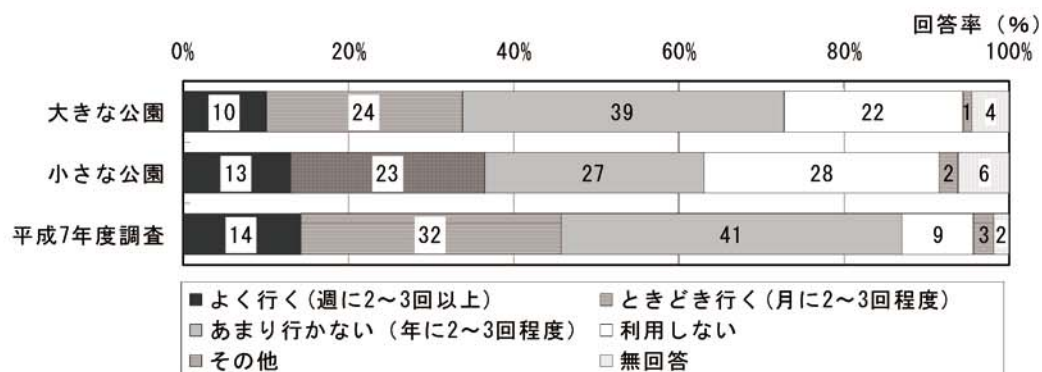
①多くの市民が公園に満足していますが、さらに利用促進を図る必要があります。

- ・公園に対する満足度について、「十分満足している」と「まあまあ満足している」をあわせると、市民の55%が公園に満足しています。
- ・6割の市民があまり公園を利用しておらず、利用率は平成7年度と比べると低下しています。

公園に対する満足度



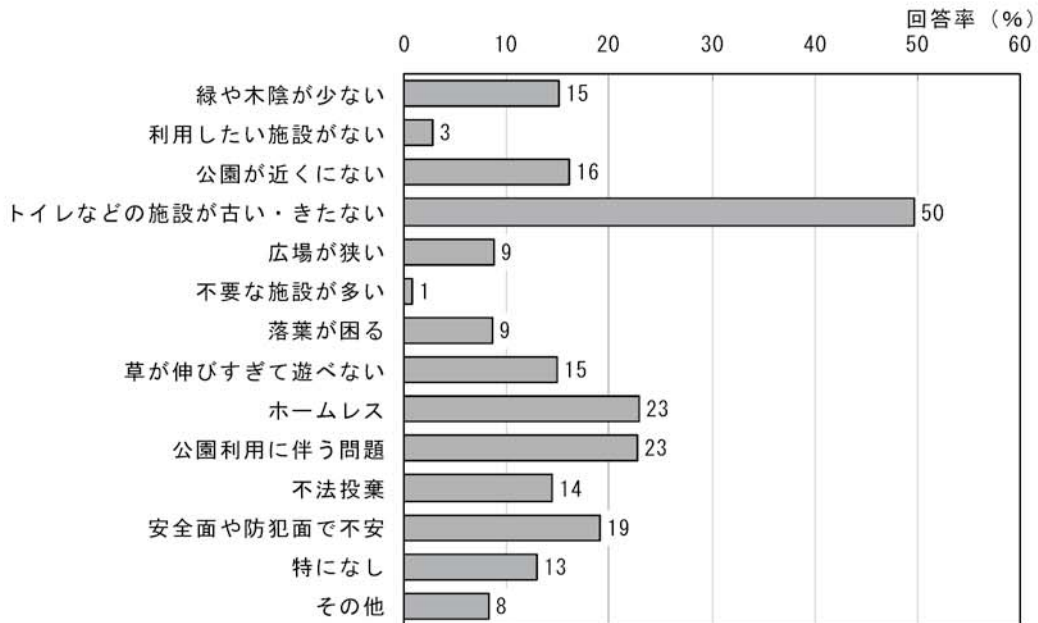
普段、公園に行く頻度



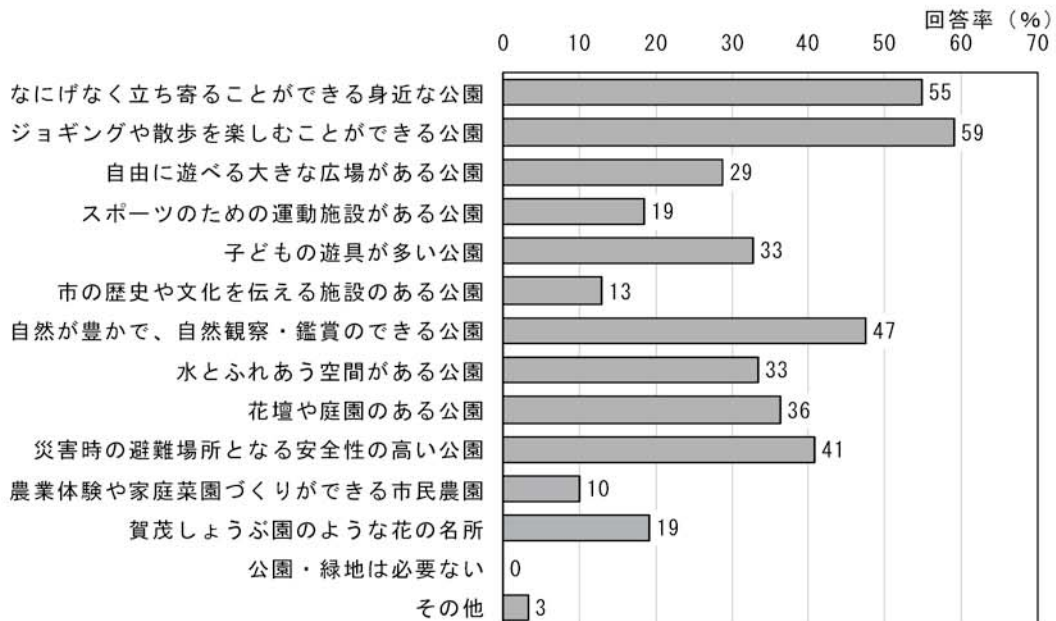
②日常生活の中で安心・快適に利用できる公園が求められています。

- ・「トイレなどの施設が古い・きたない」という施設に対する不満が多く、「ホームレス」「公園利用に伴う問題（騒音・犬の糞など）」「安全面や防犯面で不安」など、安心・快適に利用できる公園が求められていることが伺えます。
- ・「なにげなく立ち寄ることができる身近な公園」「ジョギングや散歩を楽しむことができる公園」など、日常生活の中で気軽に利用することのできる公園のニーズが大きくなっています。

公園に関して、特に問題と感じていること、不満に感じていること



特に必要だと考える公園・緑地

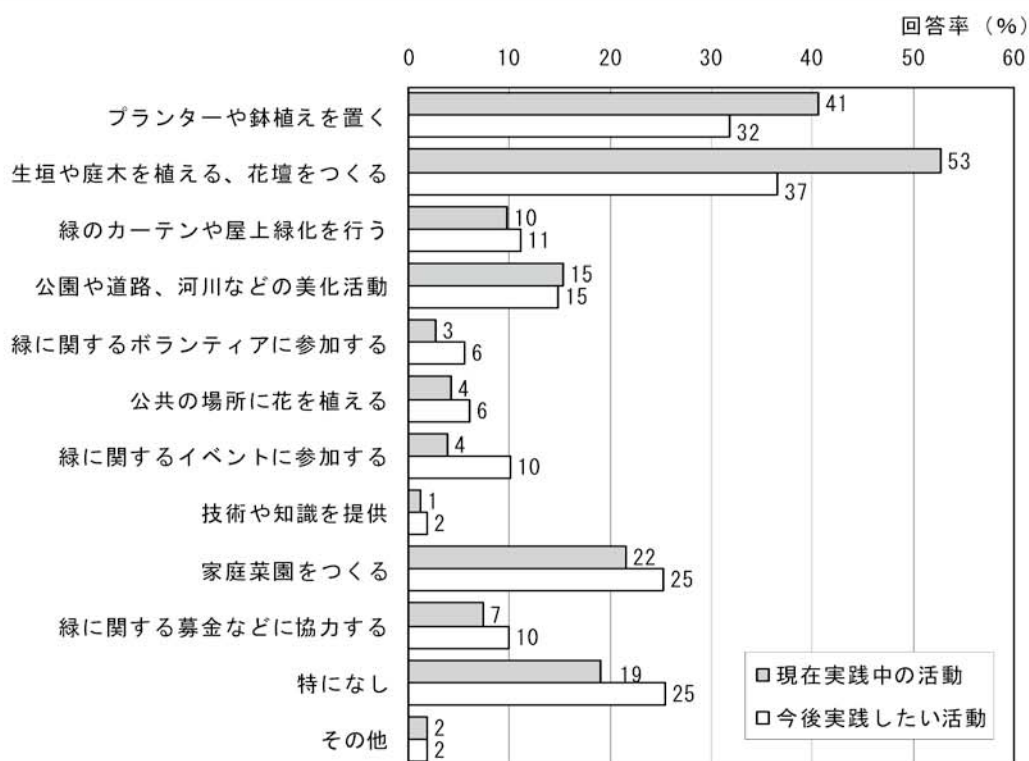


(3) 緑のまちづくりへの参加について

①市民の緑化活動への参加意欲を高めていく必要があります。

- ・「生垣や庭木を植える、花壇をつくる」「プランターや鉢植えを置く」といった自宅で手軽に取り組むことのできる活動を行っている市民は多くみられます。一方、公園等の美化活動やボランティアへの参加を希望する市民は1割程度にとどまっています。

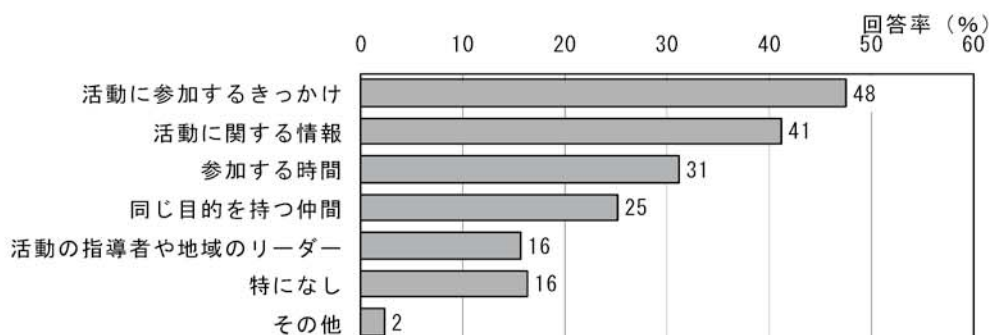
実践している活動、今後実践したい活動



②緑の活動推進にはきっかけづくりや情報提供が重要です。

- ・緑に関する活動に参加するきっかけや活動に関する情報へのニーズが高くなっています。

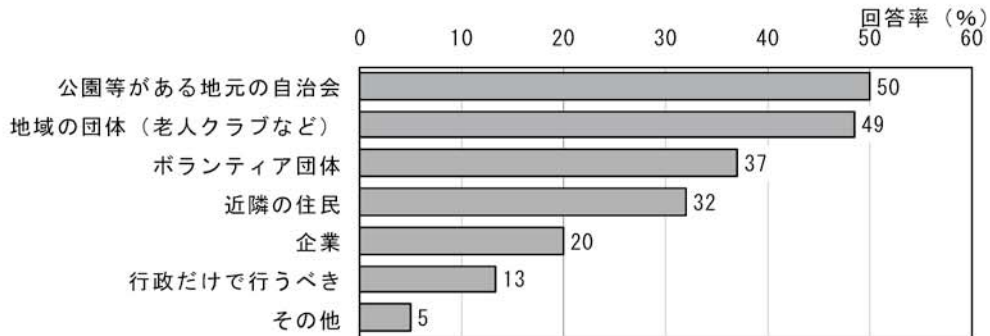
NPOや住民団体などの活動に参加するために必要なもの



③公園や街路樹の維持管理への地域住民の参加が必要と考えられています。

・大多数の市民が、行政とともに地元自治会や団体、近隣住民等が維持管理に関わるべきと考えています。

行政とともに公園・緑地や街路樹などの維持管理に参加すべき人や団体

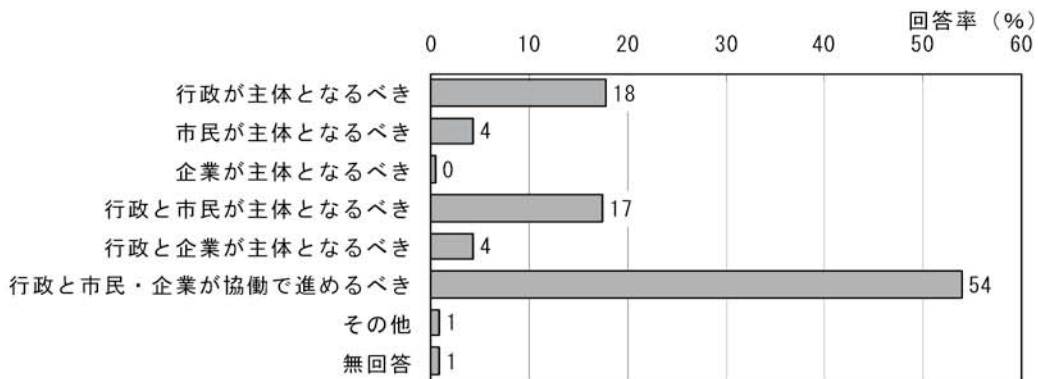


2) 事業者の意識

①緑のまちづくりに事業者の参加を呼び込んでいく必要があります。

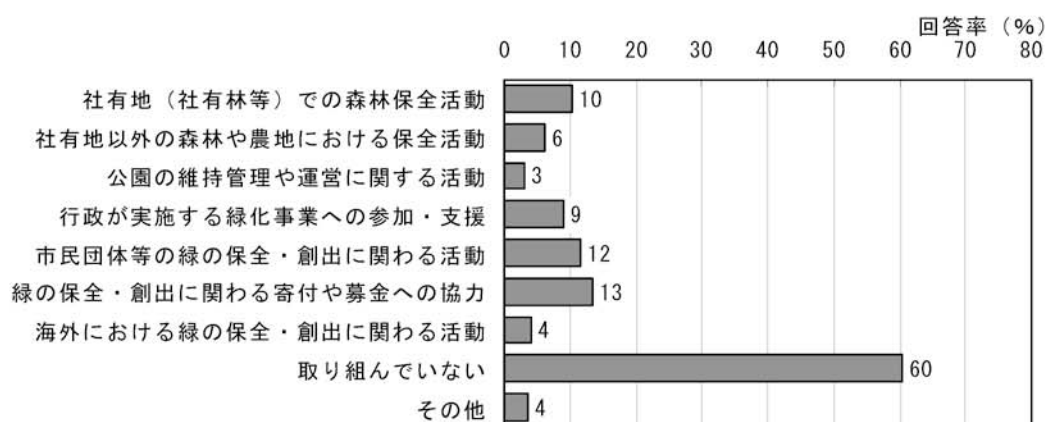
・緑のまちづくりを「行政と市民・企業が協働で進めるべき」と考える企業は54%となっています。

都市の緑の保全・創出の担い手として最もふさわしいと思うもの



②社会貢献活動として緑に関する取り組みを行っていない企業が6割を占めています。

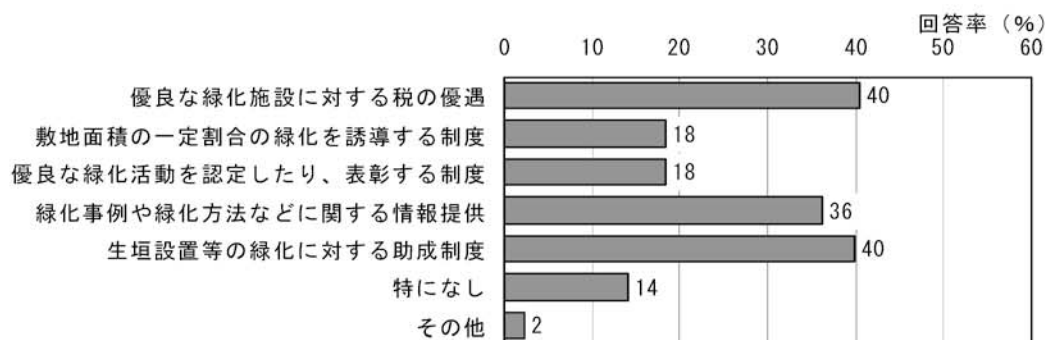
- ・社会貢献活動として緑の保全・創出に関わる活動を行っていない企業が6割を占めています。



③緑化施設に対する税の優遇や緑化に対する助成制度への要望が高くなっています。

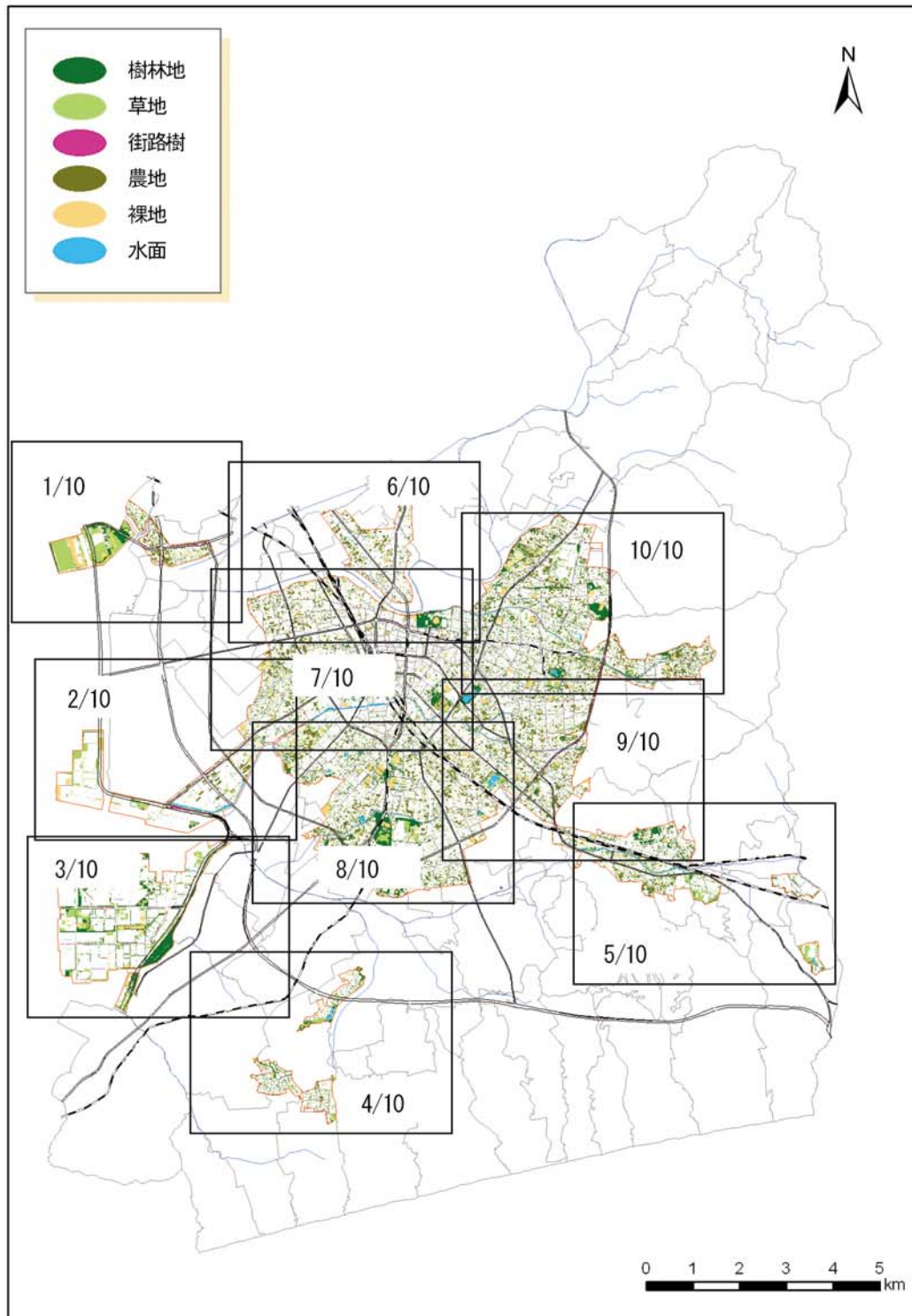
- ・「優良な緑化施設に対する税の優遇」「生垣設置等の緑化に対する助成制度」といった金銭的な支援を求める回答が多くなっています。また、「緑化事例や緑化方法などに関する情報提供」の回答率も36%と高くなっています。

事業所の緑化を推進していくためにあればよい支援・制度等



5. 緑被地の状況（市街化区域）

次ページ以降に、平成20年度の市街化区域内の緑被地の分布状況を示します。





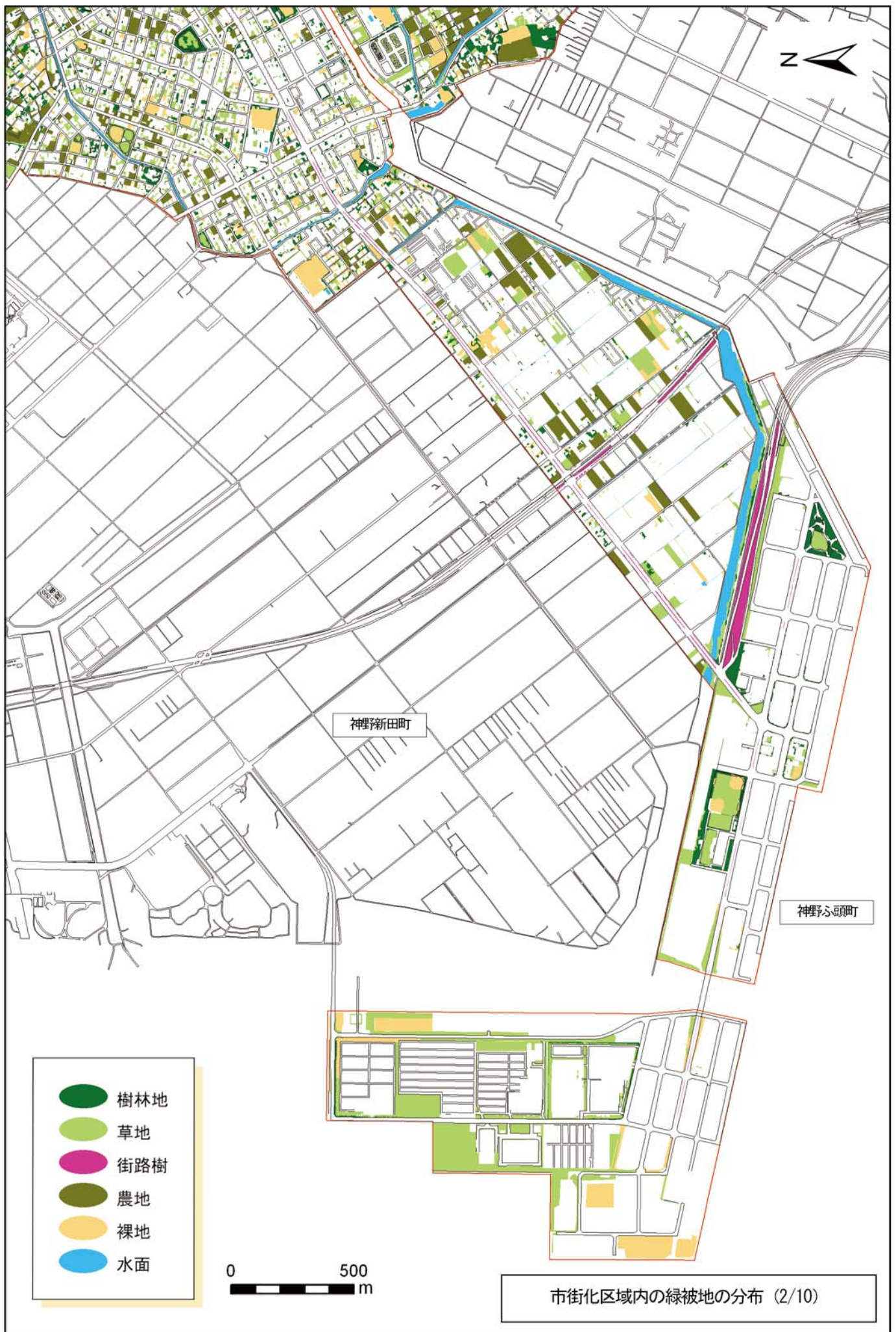
前芝町

新西浜町

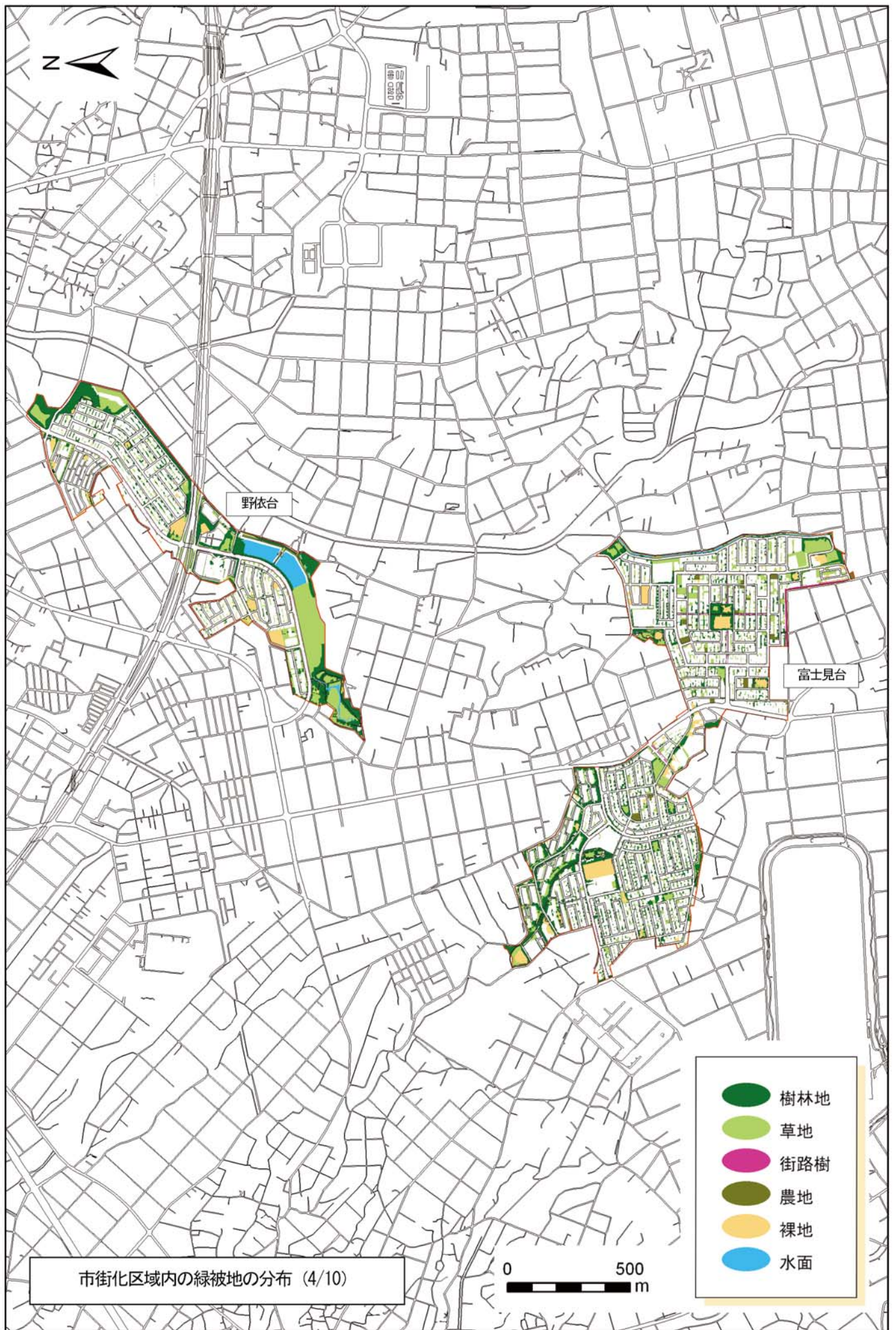
市街化区域内の緑被地の分布 (1/10)

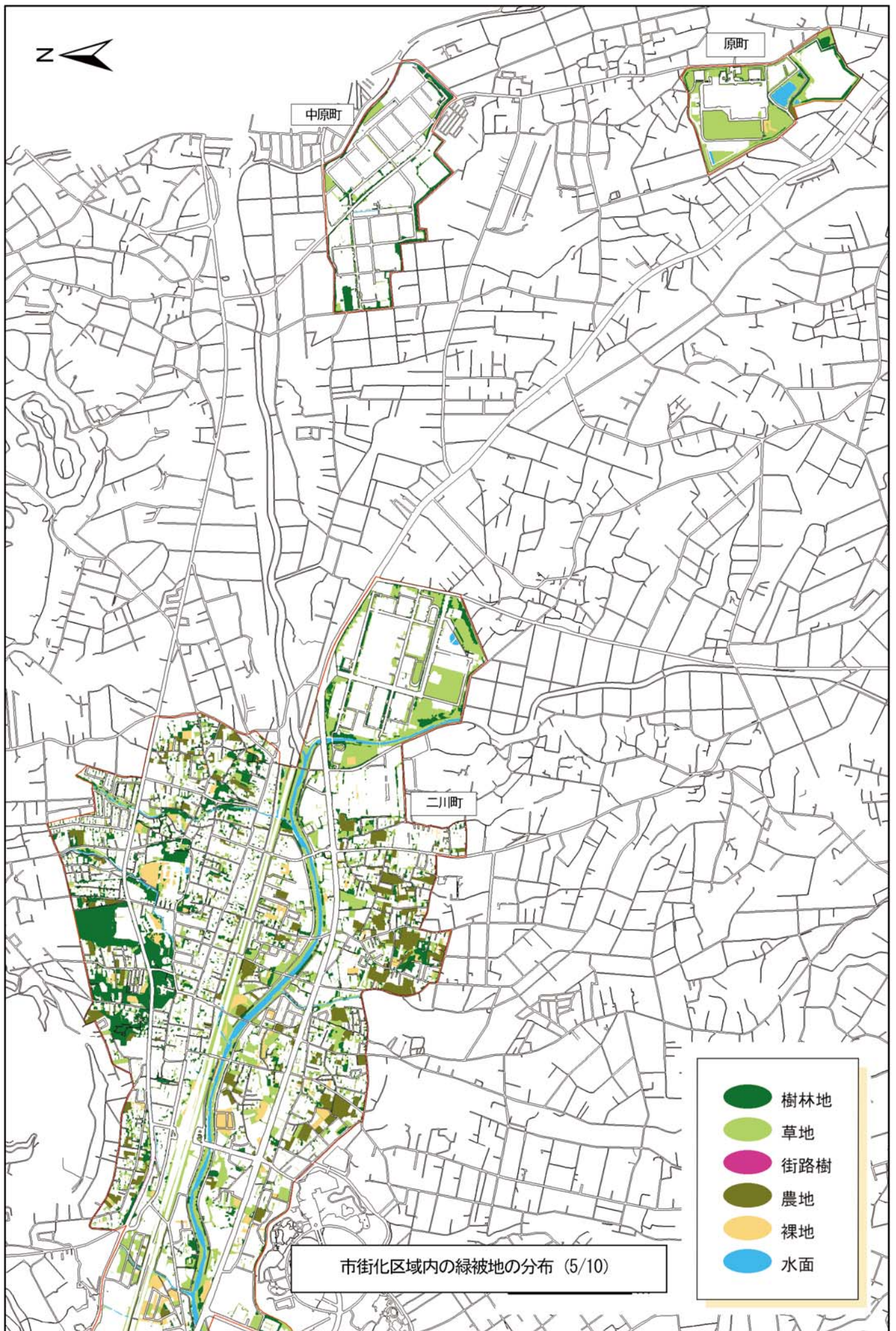
0 500 m

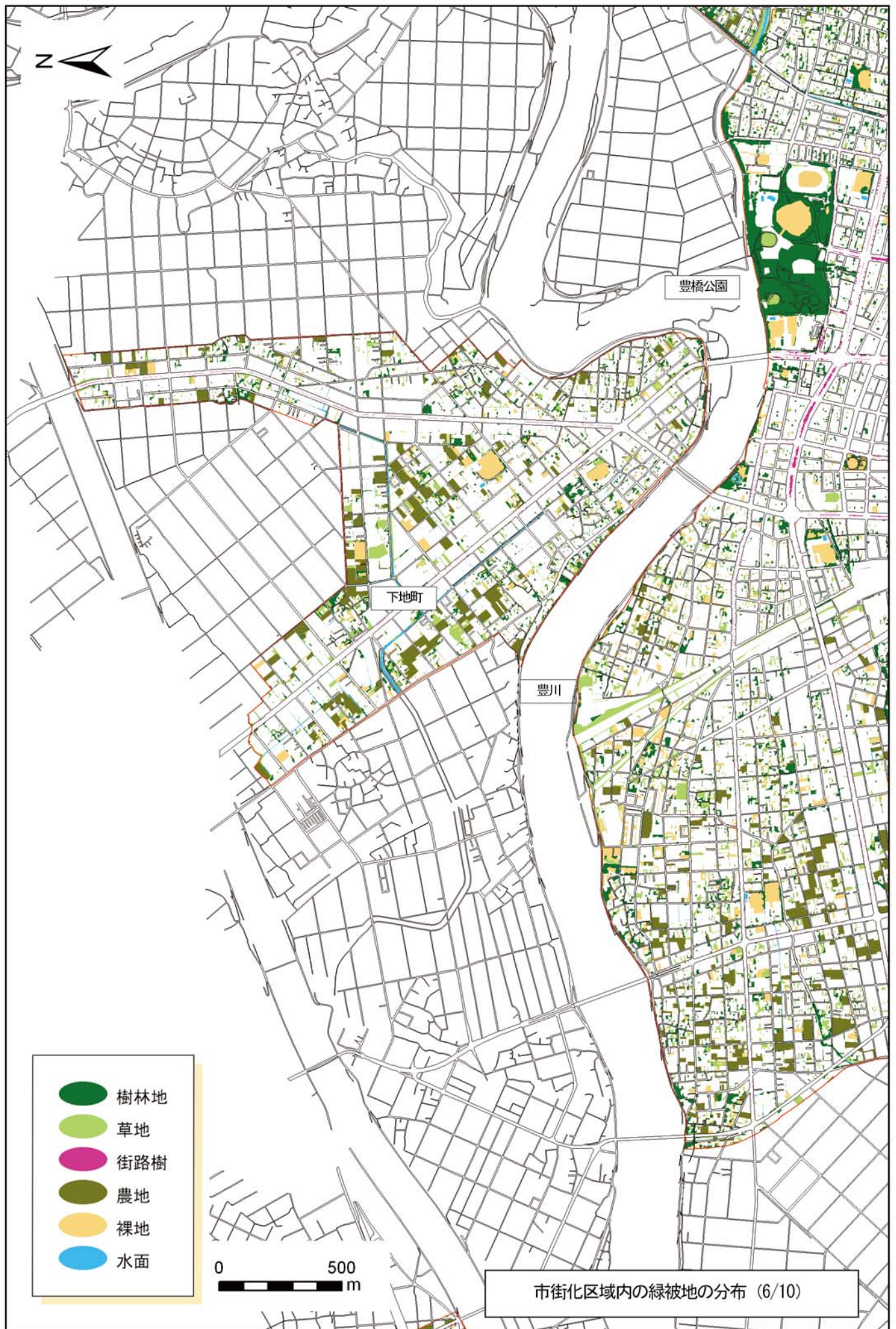
- 樹林地
- 草地
- 街路樹
- 農地
- 裸地
- 水面



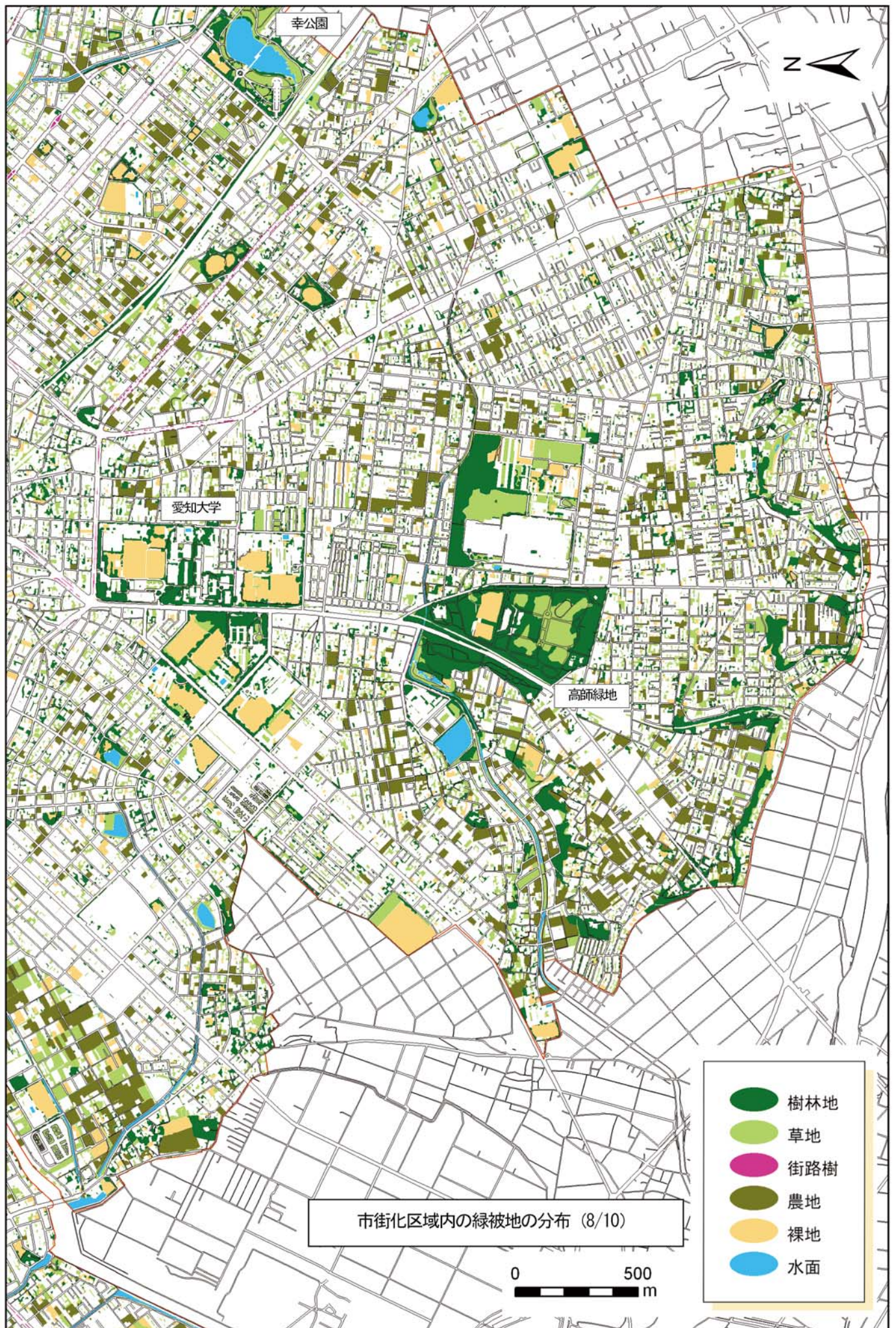


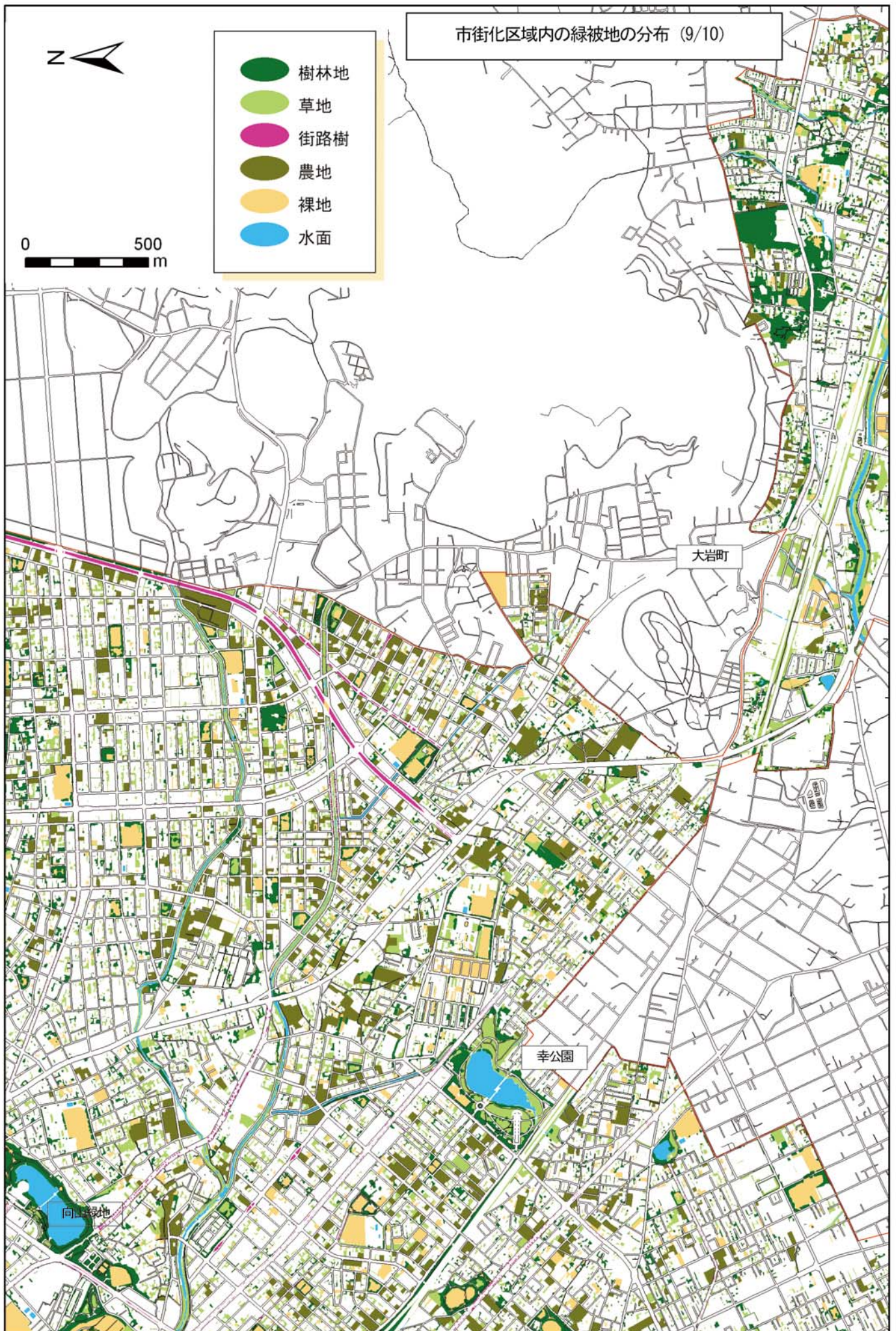


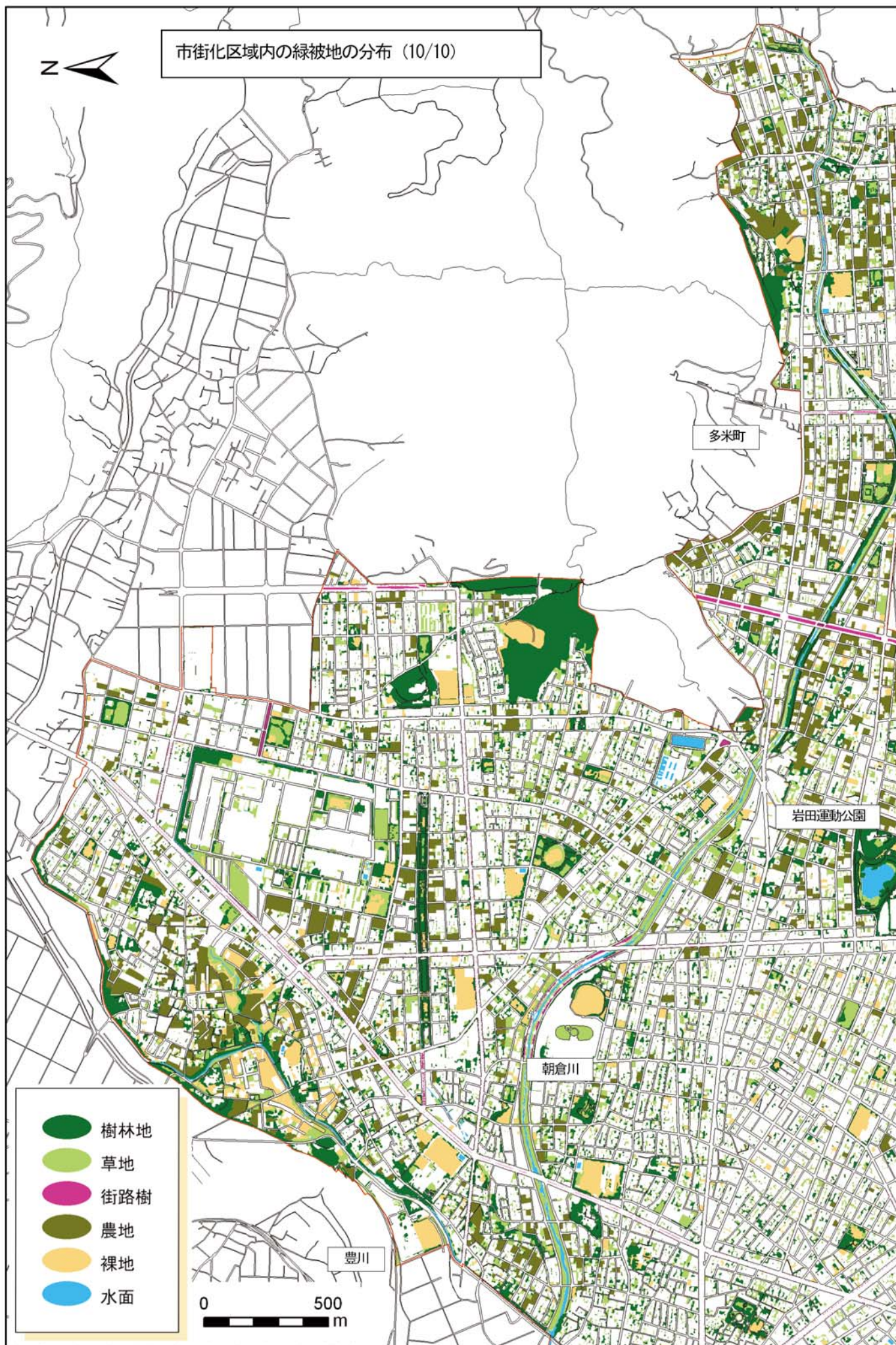












6. 緑の機能別評価

都市の緑には、良好な都市環境の形成、都市の安全性の向上など、様々な役割があります。ここでは、環境保全機能、レクリエーション機能、景観形成機能、防災機能といった緑の機能の視点から、本市の緑の現状を整理し、評価します。なお、緑の減少や質の低下はこれらの機能が失われることに繋がります。

分析・評価の視点

(1) 環境保全機能

項目	構成する要素
①都市の骨格	・山地、河川といった都市の骨格を構成する地形、水系
②優れた自然	・良好な水辺やまとまりのある緑地などの優れた自然
③動植物の生息・生育地	・動植物の生息・生育環境の保全に必要な緑
④都市環境負荷の軽減	・都市環境の改善、都市気象の緩和のために必要な緑 (市民に身近な公園・緑地や農地などの自然)

(2) レクリエーション機能

項目	構成する要素
①自然とふれあう場	・自然観察や野菜づくりなど、自然とのふれあいができる緑
②日常圏におけるレクリエーションや交流の場	・日常的なレクリエーションや交流の場としての緑
③広域圏におけるレクリエーションや交流の場	・広域的なレクリエーションや交流拠点となる緑

(3) 景観形成機能

項目	構成する要素
①優れた歴史的風土	・歴史的価値の高い史跡・名勝・社寺等と結びついた緑
②代表的な緑の景観	・良好な景観を形成または構成している緑
③主要な眺望点	・広範囲を一望できる眺望点

(4) 防災機能

項目	構成する要素
①自然災害の危険防止	・浸水やがけ崩れ等、自然災害を抑制する緑
②火災の危険防止	・火災延焼などの観点から災害を防止する緑
③避難場所	・災害を防ぐ機能をもつ緑 ・災害発生時の避難場所となる緑
④水循環を支える樹林地・農地	・雨水を一時的に貯留し、水害を抑制する緑

(1) 環境保全機能

環境保全機能については、都市における生物多様性を確保し、人と自然との共生や快適な都市環境の創出といった観点を中心に評価します。

■都市の骨格

本市の緑の骨格は、弓張山地の森林と表浜の海岸林、台地や低地に広がる農地、豊川などの河川等によって構成されています。

■優れた自然

石巻山には石灰岩地植物群落のような貴重な自然も存在します。三河湾は干拓や埋立などによって自然が失われましたが、汐川干潟などの貴重な水辺環境が残されています。植田大池や嵩山池など、たくさんの農業用ため池（103池）が設けられています。

■動植物の生息・生育地

弓張山地は、三河山地から渥美半島へとつながる広域的な生態系ネットワーク*の拠点であり、葦毛湿原のような貴重な湿地も存在します。また、各地の農業用ため池や河川などの水辺、海岸の斜面林などは、野生動物の生息・生育基盤としては特に重要な地域となっています。

■都市環境負荷の軽減

大規模な緑地や緑の多い地域、池や水田等水面の多い地域は、周辺の市街地に比べて気温が低い傾向にあり、夏でも過ごしやすい都市環境をつくります。

【環境保全機能に関する評価】

①市街地の外郭を構成する樹林地・農地の保全 【施策1-1-1、施策1-1-3、施策1-3-1】

弓張山地や台地、低地に広がる農地といった市街地の外郭を構成する緑地は、生物多様性の拠点として、また水源かん養や二酸化炭素の吸収など様々な機能をもつ緑地として保全していく必要があります。

②表浜と海岸林の自然環境の保全 【施策1-2-1、施策1-2-2、施策1-2-3】

表浜は、海岸林が発達し、アカウミガメが産卵のために上陸するなど、貴重な自然環境を形成しています。ウミガメが訪れる環境を維持していくことが重要です。

③豊川の自然環境の保全 【施策2-2-1】

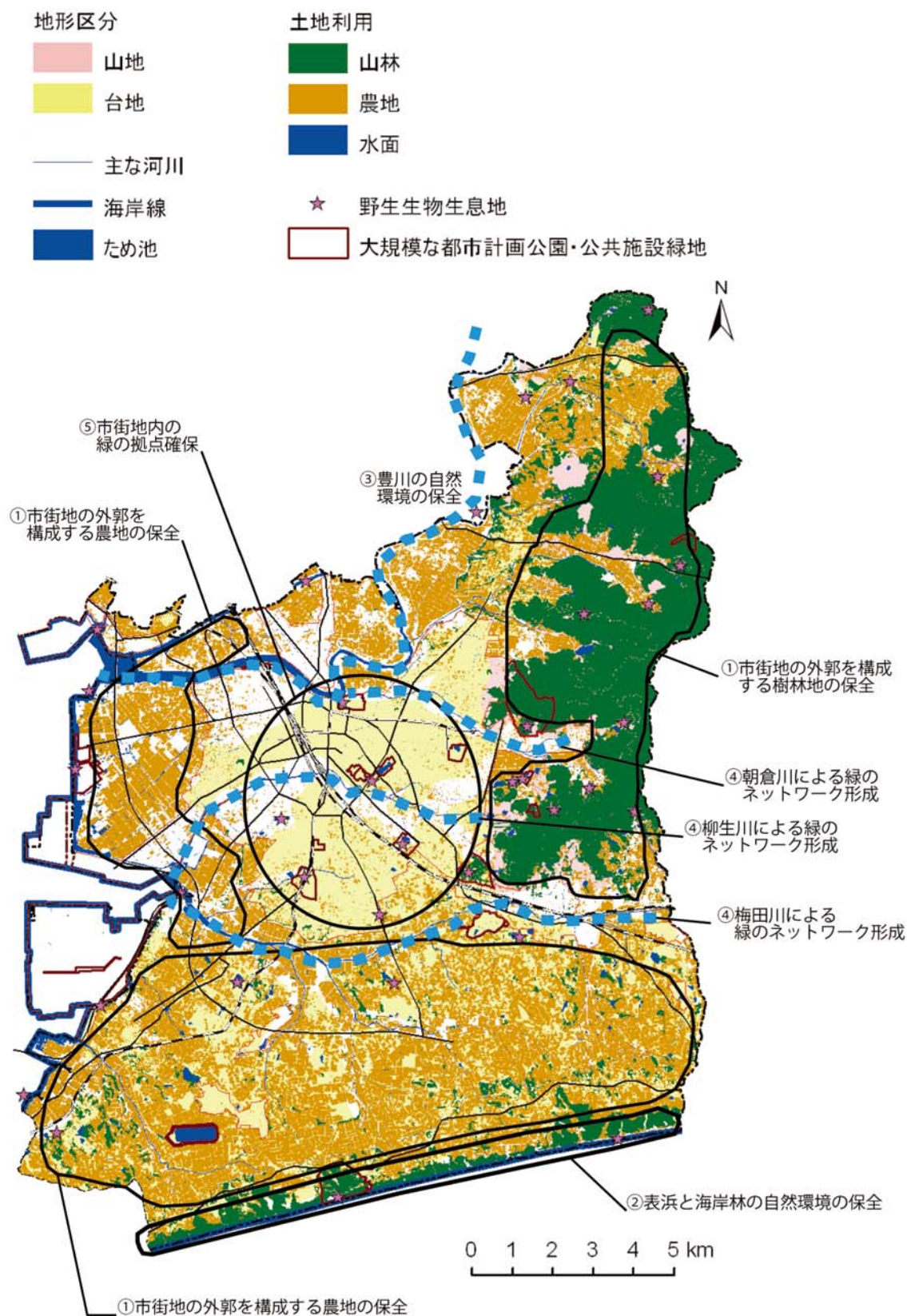
豊川は、河川敷の草地、河原、河畔林など多様な環境を有しており、多くの動植物が生息・生育する環境として保全していく必要があります。

④朝倉川・柳生川・梅田川による緑のネットワーク形成 【施策2-2-1、施策2-2-2】

市街地内や周辺を流れる梅田川、柳生川、朝倉川といった中小河川は、風の道*としての働きが期待されます。また、生態系に配慮した環境づくりを通じて、弓張山地と三河湾などを結ぶ緑のネットワークを形成することが望まれます。

⑤市街地内の緑の拠点確保 【施策3-1-1、施策3-5-2】

市街地の中の緑は、緑陰を提供し、夏の暑さを緩和するとともに、生物多様性の保全の役割もあります。まとまりのある緑の拠点を確保し、道路や河川空間の緑を保全・創出していく必要があります。



環境保全機能の現状と評価

注) 引き出し線は、評価に関するコメントです。

(2) レクリエーション機能

レクリエーション機能については、市民の自然とのふれあいや、緑の中での日常の余暇、スポーツ、環境教育などの場の提供といった観点を中心に評価します。

■自然とふれあう場

弓張山地には、葦毛湿原や石巻山などをつなぐように豊橋自然歩道が整備されています。また、市民の健康づくりに資するウォーキングコースとして、公園・緑地などを通る「健康の道」を10コース設定しています。

■日常圏におけるレクリエーションや交流の場

街区公園や近隣公園など市民の身近な公園は、レクリエーションや地域コミュニティなどの交流の場となっています。また、遊園*やちびっこ広場*など公園に準じた広場のほか、社寺なども地域の人々から親しまれています。

■広域圏におけるレクリエーションや交流の場

豊橋公園や向山緑地などの大規模な公園は、本市を象徴する緑となっており、さくらまつり、うめまつり、花しょうぶまつりといった様々な機会を通じて、市民に親しまれています。

動植物園と遊園地として多くの市民が訪れる豊橋総合動植物公園や屋内プール・アイスアリーナなどを備えた豊橋総合スポーツ公園などは、東三河を代表するような特徴的な公園となっています。

【レクリエーション機能に関する評価】

①自然とのふれあいの拠点としての維持・活用 【施策1-1-3、施策1-1-4】

弓張山地は自然とのふれあいの拠点として、豊橋自然歩道の維持や自然観察会、自然保護活動などの取り組みを促進していくことが重要です。

②都市公園の不足地域の解消 【施策3-2-1】

徒歩圏内に身近な公園がない地域も存在しており、街区公園や近隣公園などの整備を進めていく必要があります。

③自然を活かした特色ある都市公園の整備・運営 【施策3-1-1、施策3-3-2】

少子高齢化社会に対応して、子どもの遊びや高齢者の健康増進の場などとして、自然を活かした特色ある公園づくりを進めていく必要があります。また、豊橋総合動植物公園のさらなる利用を促していく必要があります。

④川を活かした歩行空間の形成 【施策2-2-3】

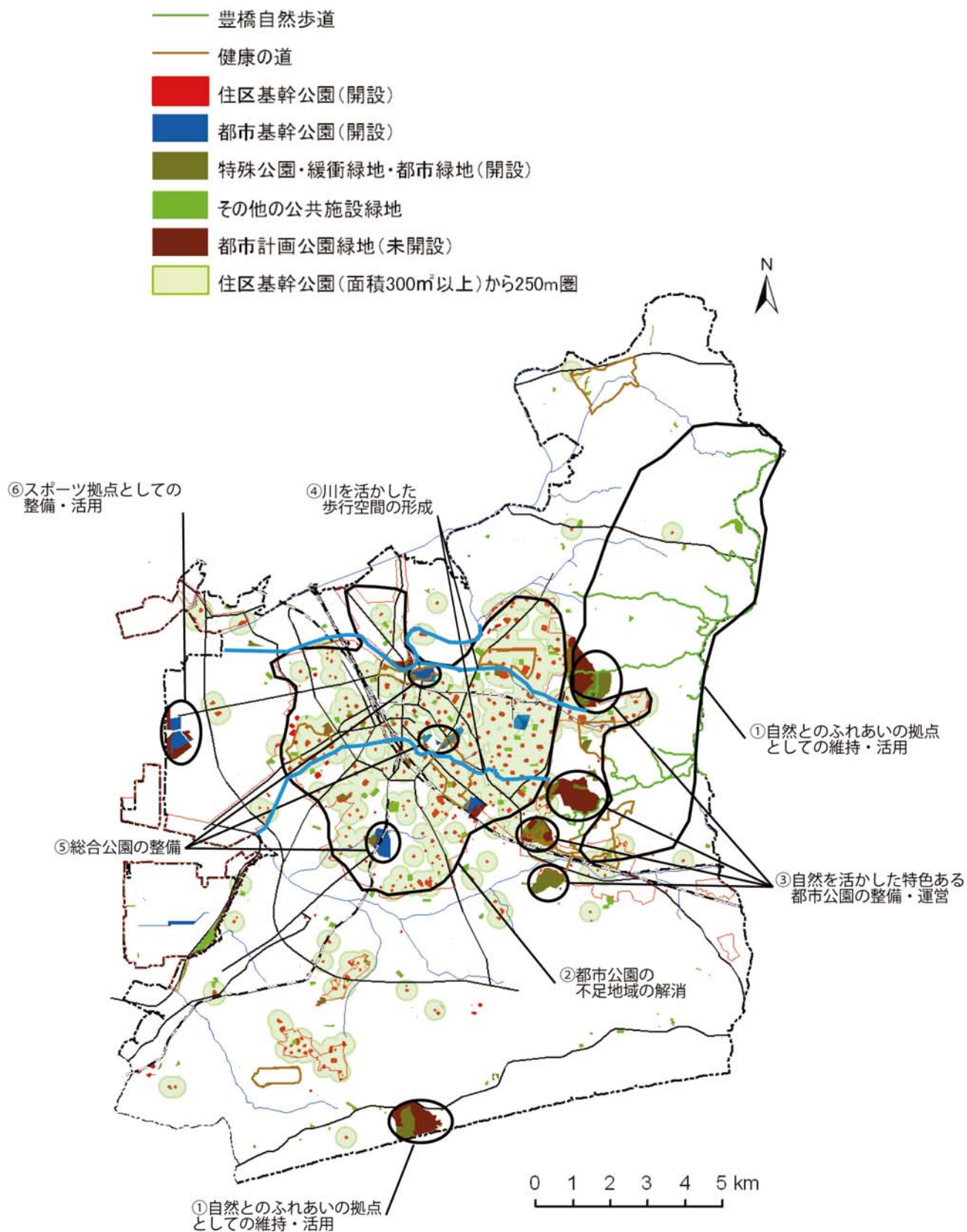
朝倉川や柳生川など都市内を流れる河川は、水辺に親しみながらウォーキングなどを楽しむことのできる歩行空間の形成が望まれます。

⑤総合公園の整備 【施策3-1-1、施策3-3-1】

豊橋公園、高師緑地、幸公園といった総合公園は、未開設区域が残されています。現状の土地利用等を考慮しつつ整備を進めるとともに、より魅力的な公園となるよう、管理運営を工夫していくことが重要です。

⑥スポーツ拠点としての整備・活用 【施策3-1-1】

豊橋総合スポーツ公園は、整備を推進するとともに、スポーツや健康づくりの拠点として活発な利用を図ることが重要です。



レクリエーション機能の現状と評価

注) 引き出し線は、評価に関するコメントです。

(3) 景観形成機能

景観形成機能については、都市や地区を代表し特徴づけるような、緑によって形成された自然景観や都市景観の観点を中心に評価します。

■優れた歴史的風土

本市は、城下町と旧東海道の宿場町の歴史があり、日本の歴史公園 100 選*に選ばれた風格ある豊橋公園（吉田城跡）や二川宿などにその名残をみることができます。社寺は 356 箇所を数え、ボリュームのある社寺林を有している所も少なくありません。とよはしの巨木・名木 100 選の中には、歴史と結びついた緑もみられます。

■代表的な緑の景観

くすの木通りなどの緑豊かな街路樹は、本市を代表する緑の都市景観となっています。また、市内各地に整備された公園とまとまった民有樹林地は、都市内の緑のランドマーク*となっています。

市街地を包むように存在する弓張山地や農地、豊川、表浜などは、それぞれ本市を象徴するような豊かな自然景観を形成しており、風致地区や自然公園などとして保全されています。また、中野町周辺のイチョウ、高師緑地の松林、愛知大学周辺の森、ホソバの生垣などは、地域の景観を形成しています。

■主要な眺望点

弓張山地にある自然歩道からは、市街地とその周辺に広がる農地を眺望することができます。また、市街地の各所からは石巻山の象徴的な姿を、海辺の緑地や公園からは表浜や三河湾の水辺の景観を眺めることができます。

【景観形成機能に関する評価】

①街路樹の育成などによる市の顔としての重点的緑化 【施策 2-1-1、施策 2-1-3】

豊かな街路樹は本市の誇りです。国や県と連携しながら、引き続き街路樹を育成し、都市の魅力アップを図ることが重要です。

②民有地の緑化推進 【施策 4-2-1、施策 4-2-2、施策 4-2-3、施策 4-2-4】

街路樹とあわせて、生垣などの緑化により緑豊かなまち並み景観の形成が望まれます。

③歴史的まち並みと緑が一体となった景観形成 【施策 3-5-2、施策 3-5-3】

豊橋公園は、市民ニーズに応えるため、さらに吉田城の歴史と文化を生かした親しまれる公園づくりが望まれています。また、歴史的まち並みが残されている二川宿では、緑を生かすことで風格ある景観形成を図ることが考えられます。

社寺の緑は地域の歴史的な緑として保全していくことが必要です。

④川を中心とした水と緑の景観軸の形成 【施策 2-2-1】

市街地内を流れる河川は、連続的な緑の景観形成において重要となります。

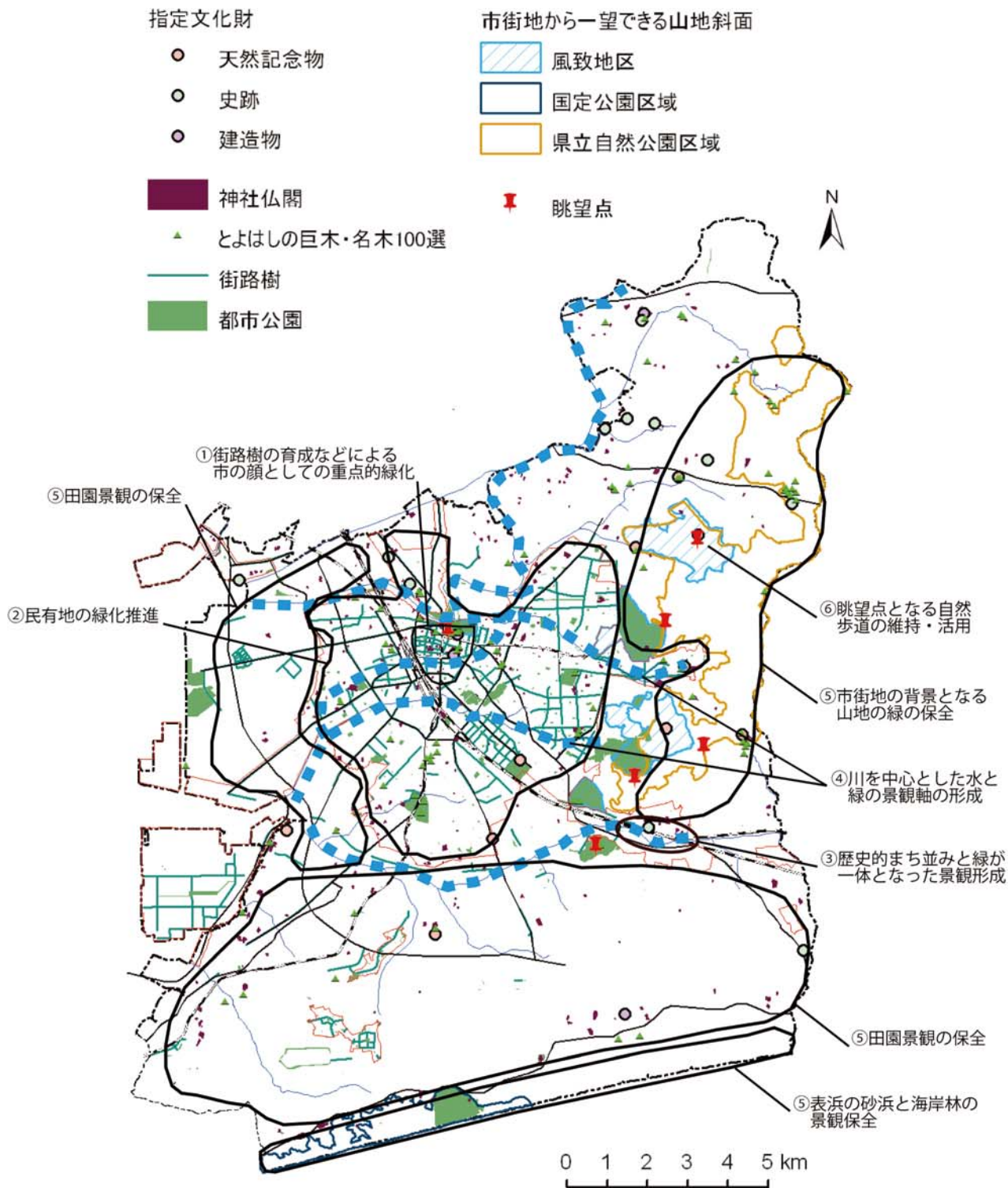
⑤市街地の背景となる山地の緑、表浜の砂浜と海岸林、田園景観の保全

【施策 1-1-1、施策 1-2-1、施策 1-2-2、施策 1-3-1】

市街地の背景となる弓張山地や、表浜の砂浜と海岸林、広大な農地といった自然景観を良好な状態で保全していく必要があります。

⑥眺望点となる自然歩道の維持・活用 【施策 1-1-4】

市民が豊橋のまちを眺め、緑のまちづくりの意識高揚につながるよう、主要な眺望点を良好な状態で維持・整備していくことが重要です。



景観形成機能の現状と評価

注) 引き出し線は、評価に関するコメントです。

(4) 防災機能

防災機能については、火災の延焼防止や避難地の確保、復旧活動の拠点、雨水の流出抑制などによる災害防止などに関して緑地で対応可能な要素を中心に評価します。

■自然災害の危険防止

河川周辺や三河湾沿岸の低地などでは、治水対策が進められているものの、洪水や津波による浸水の危険性が高い区域がみられます。また、傾斜が急で崩壊により人家等への危害が生じる恐れのある地区もあり、急傾斜地崩壊危険区域*等に指定されています。

■火災の危険防止

河川や豊かな街路樹により緑化された道路、公園などは、火災時の延焼防止効果が期待されます。

■避難経路、避難場所

公園は、災害発生時の避難場所や復旧・復興活動の拠点、救援物資の集積場所などとしての役割があります。地域防災計画では、1,000㎡以上の都市公園は一時避難場所としています。また、豊橋公園や高師緑地などは広域避難場所となり、一部災害応急対策施設を設置しています。なお、豊橋総合スポーツ公園は広域防災拠点として位置づけています。

■水循環を支える樹林地・農地

弓張山地や市街地周辺の樹林地、農地は、雨水を一時的に貯留し、水害を抑制する機能があります。

【防災機能に関する評価】

①中心市街地等におけるオープンスペースの確保 【施策 3-2-1】

密集市街地や中心市街地では避難地が不足している地域もあるため、火災時の延焼防止のための緑地や公園などのオープンスペースの確保が重要です。

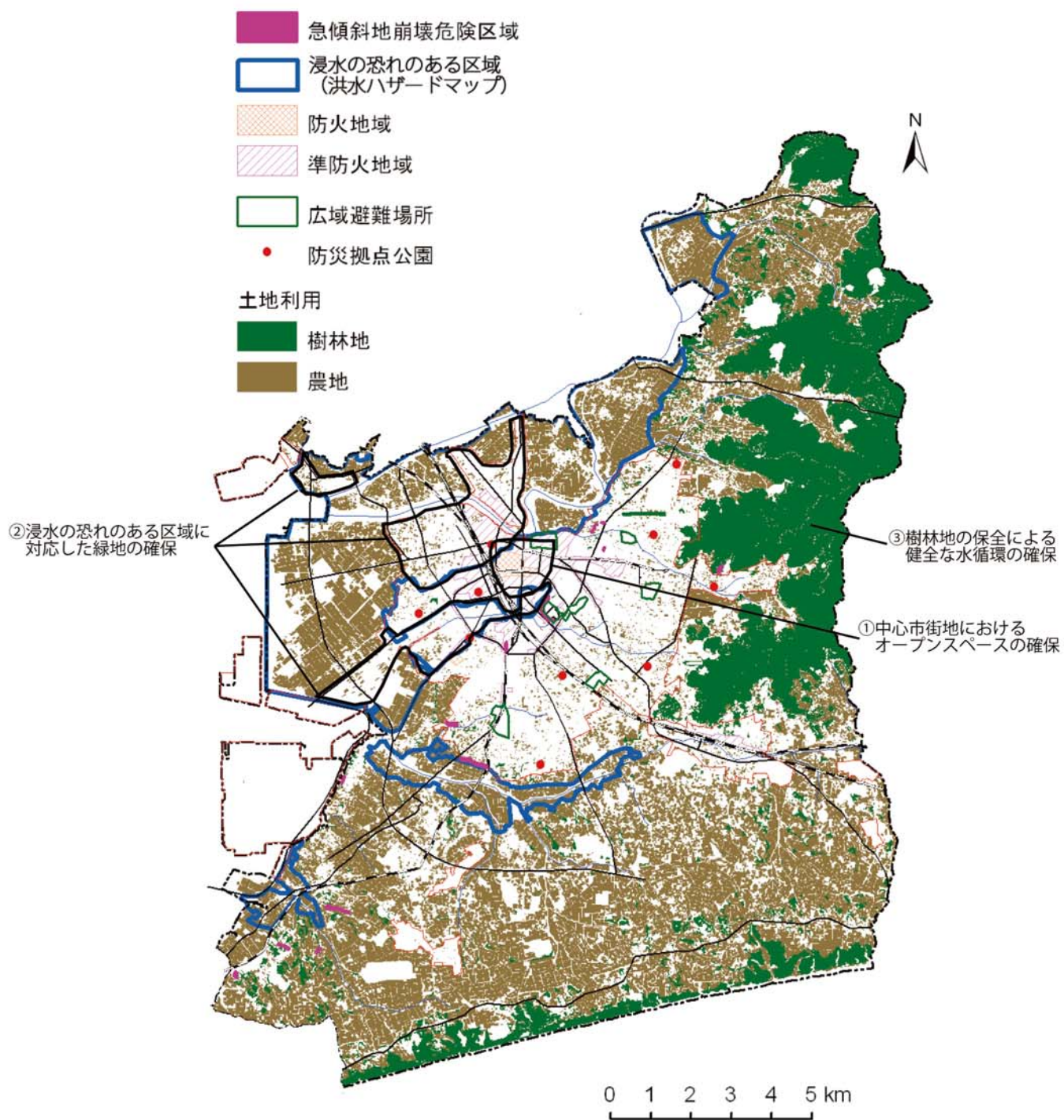
また、避難経路にあたる道路などの緑としては、延焼防止効果の高い樹種の選択が効果的です。

②浸水の恐れのある区域に対応した緑地の確保 【施策 1-3-1、施策 3-1-3】

比較的自然災害を受けやすい地域については、農地や樹林地を極力保全し、公園を整備するなど緑地の確保に努め、災害時のリスク軽減を図る必要があります。

③樹林地・農地の保全による健全な水循環の確保 【施策 1-1-1、施策 1-3-1】

健全な水循環を確保し、水害発生を抑制するため、雨水を一時的に蓄える働きのある樹林地や農地を保全する必要があります。

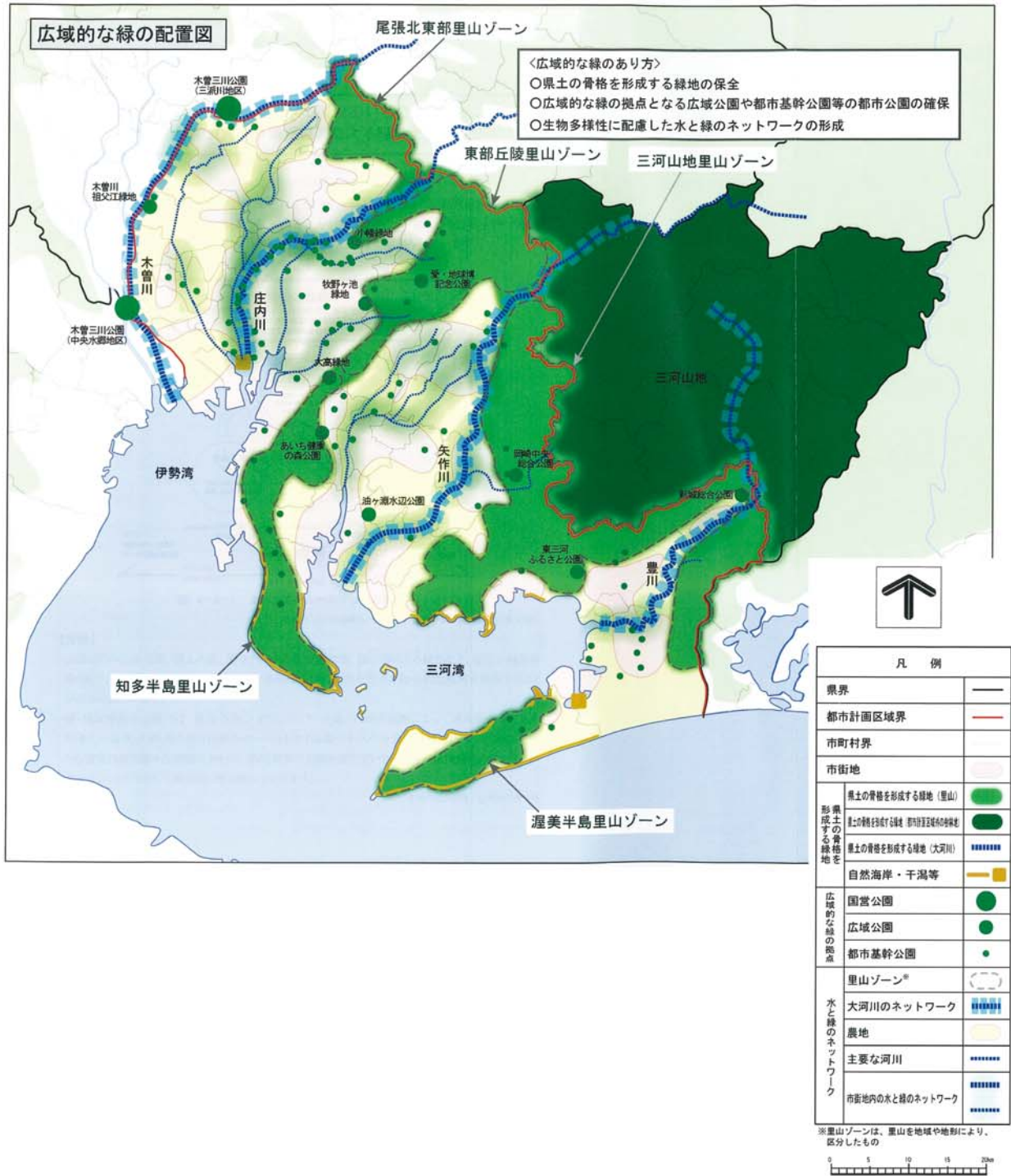


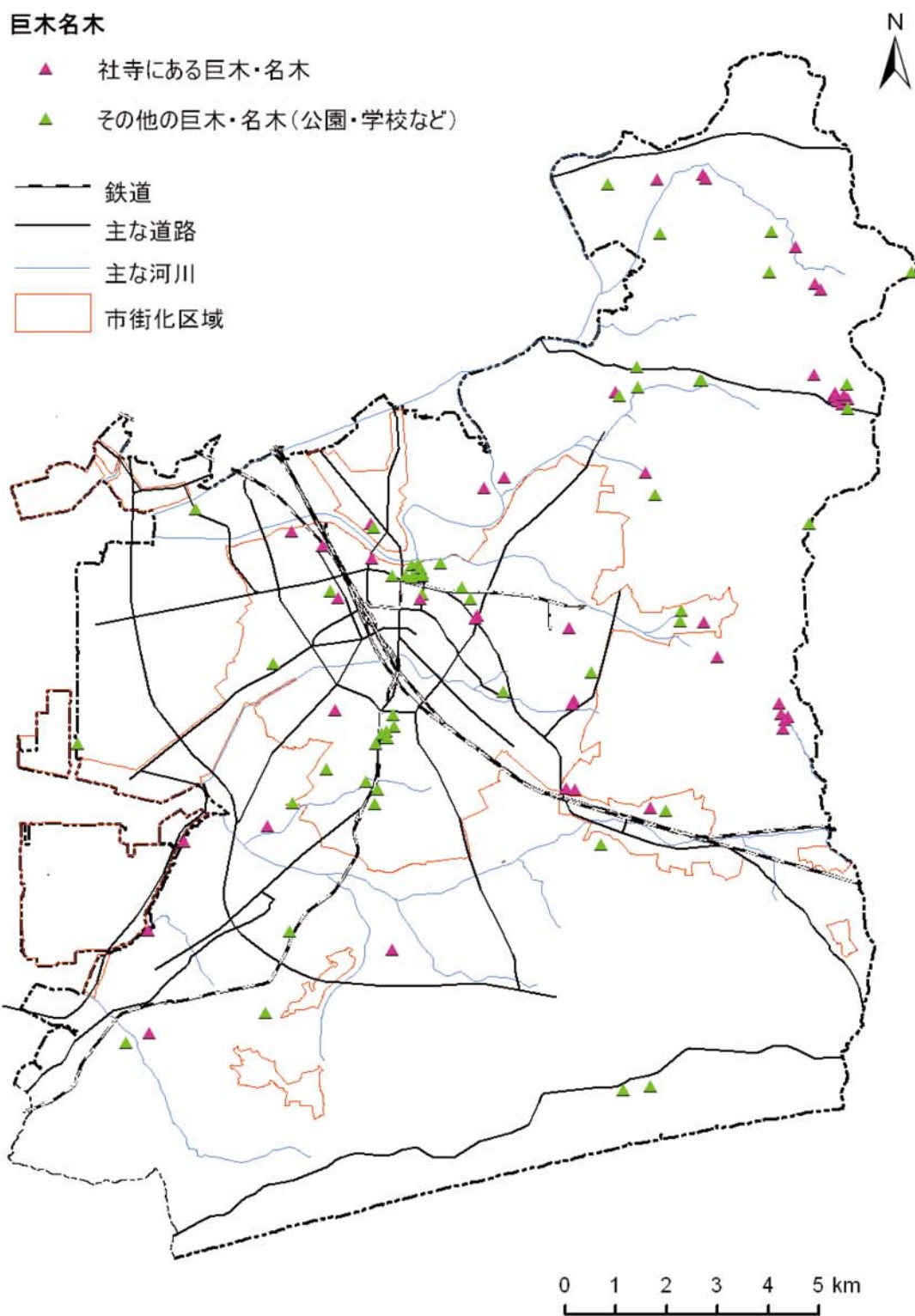
防災機能の現状と評価

注) 引き出し線は、評価に関するコメントです。

(5) 関連情報

■広域的な緑の配置図（愛知県広域緑地計画）





とよはしの巨木・名木100選の樹木分布図

■とよはしの巨木・名木 100 選

県指定天然記念物	1 箇所
市指定天然記念物	5 箇所
その他	94 箇所

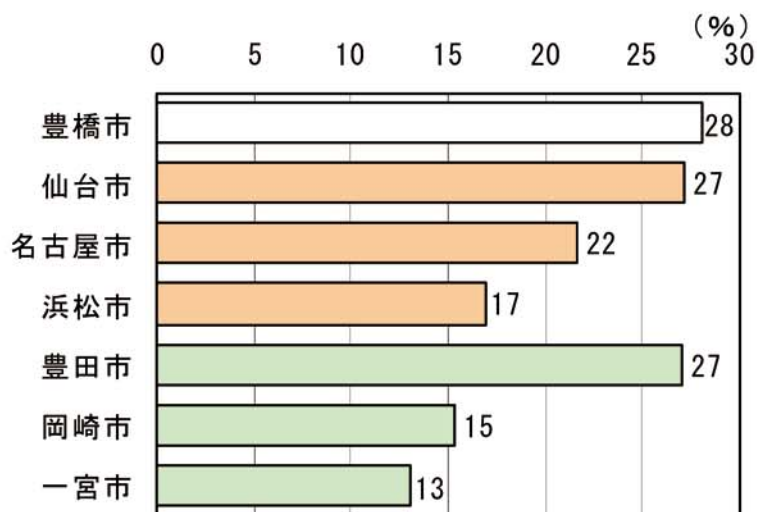
資料：改訂版とよはしの巨木・名木（豊橋市）

■緑に関する市内のボランティア団体（平成 22 年度）

公園協力会	180 団体
街路樹愛護会	30 団体
老人清掃奉仕団	65 団体
河川愛護会	27 団体
その他、緑に関する市民団体 ^注	24 団体

注：どすこいネット東三河市民活動情報サイトHPで、「環境保全」又は「まちづくり」を活動分野として登録している団体のうち、緑に関する活動を行っている団体

■市街化区域の緑被率の都市間比較



注：各都市によりデータ作成方法が異なるため単純比較はできないが、本図は参考として示したものである。

7. 緑の保全・創出に関する制度の概要

●都市緑地法の制度

都市緑地法は平成16年の改正により、緑地の保全に関して緑地保全地域制度、地区計画等緑地保全条例制度が創出され、緑の創出面では、緑化地域制度、地区計画等緑化率規制制度の創設により、実効性の高い緑化推進手法が充実された。

都市における緑地の保全・創出施策の都市緑地法による体系

	計画	規 制 強い←→緩やか	誘 導 自主的取組	事 業
保 全 の 基 本 計 画	緑 の 基 本 計 画	(緩やか) 緑地保全地域制度	緑地保全地域制度 特別緑地保全地区制度 管理協定制 市民緑地制度 (関連税制)	緑地保全事業 緑地環境整備総合支援 事業 (保全施設整備等に対 する補助)
		(強い) 特別緑地保全地区制度 地区計画等緑地保 全条例制度		
創 出 計 画	本 計 画	緑化地域制度 地区計画等緑化率 条例制度	緑地協 定 制 度 緑化施設整備計画認定 制度	都市公園事業、道路、 河川、港湾、その他の 事業等による緑地創出 や緑化の推進
管 理 ・ 活 用	画		市民緑地制度 緑地管理機構制度 管理協定制	緑地保全事業 (利用施設の整備に関 する補助)

凡例 平成16年改正都市緑地法により創設された制度

 従前からの都市緑地法による制度

注：上記の他、都市の緑地の保全・創出に寄与する側面を持つ制度として、風致地区等都市計画関連制度、保存樹・保存樹林制度、農業関連制度、森林関連制度、自然公園関連制度など多様な内容がある。

出典：都市緑地法活用の手引き（平成20年 社団法人日本公園緑地協会）

制度等	趣旨等	指定要件等
緑地保全地域	<p>里地・里山など都市近郊の比較的大規模な緑地において、比較的緩やかな行為の規制により、一定の土地利用との調和を図りながら保全する制度</p> <p>【都市計画区域・準都市計画区域内】</p>	<p>指定要件 (次のいずれかに該当する相当規模の土地) (5)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な市街地化の防止または公害もしくは災害の防止のため適正に保全する必要があるもの ・地域住民の健全な生活環境を確保するため適正に保全する必要があるもの
特別緑地保全地区	<p>都市における良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。これにより豊かな緑を将来に継承することができる。</p> <p>【都市計画区域内】</p>	<p>指定要件 (次のいずれかに該当する相当規模の土地) (12)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無秩序な市街地化の防止、公害又は災害の防止のため必要な遮断地帯、緩衝地帯又は避難地帯として適切な位置、規模及び形態を有するもの ・神社、寺院等の建造物、遺跡等と一体となって、又は伝承若しくは風俗習慣と結びついて伝統的、文化的意義を有するもの ・次のいずれかに該当し、かつ、当該住民の健全な生活環境を確保するために必要なもの <p>風致又は景観が優れているもの</p> <p>動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があるもの</p>
地区計画等の区域内における緑地の保全	<p>屋敷林や社寺林等、身近にある小規模な緑地について、地区計画制度等を活用して現状凍結的に保全する制度</p>	<p>条例を定めることにより、緑地の保全のための規制をかけられる区域：</p> <p>地区計画等（「地区整備計画」、「防災街区整備地区整備計画」、「沿道地区整備計画」、「集落地区整備計画」）において、現に存する樹林地、草地等で良好な居住環境を確保するため必要なものの保全に関する事項が定められている区域 (20)</p>
緑化区域	<p>緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。これにより効果的に緑を創出することができる。</p> <p>【用途地域内】</p>	<p>指定要件 (34)</p> <p>用途地域が定められた土地の区域のうち、良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足し、建築物の敷地内において緑化を推進する必要がある区域</p>
地区計画等の区域内における緑化率規制	<p>地区レベルの良好な都市環境の形成を図るための緑化の推進の観点から、条例を定めることにより、地区計画等で定められた緑化率を、緑化地域と同様に建築物の緑化率規制とするもの</p>	<p>条例を定めることにより、緑化率の最低限度を定めることができる区域：地区計画等（「地区整備計画」、「特定建築物地区整備計画」、「沿道地区整備計画」、「歴史的風致維持向上地区整備計画」）において、建築物の緑化率の最低限度が定められている区域 (39)</p>

出典：都市緑地法活用の手引き（平成20年 社団法人日本公園緑地協会）

制度等	趣旨等	指定要件等
緑化施設整備計画認定	<p>民間の建築物の屋上、空地など敷地内を緑化する計画を市町村長が認定する制度</p> <p>【緑化地域内、緑化重点地区内】</p>	<p>認定の対象となる地区 (60)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「緑化地域」及び「緑の基本計画」に定められた「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区 (緑化重点地区) <p>認定基準 (61)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緑化施設を整備する建築物の敷地面積：緑化重点地区内は 500 m²以上、緑化地域内、および地区計画等緑化率条例により制限を受ける区域内は 300 m²以上 (※敷地面積の規模は省令 20) 2. 緑化施設の面積の建築物の敷地面積に対する割合が、20%以上 (省令 22) 等
緑地協定	<p>土地所有者等の合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。地域の方々の協力で、街を良好な環境にすることができる。</p> <p>【都市計画区域内】</p>	<p>認可基準 (47)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きが法令に違反しないこと ・土地の利用を不当に制限するものでないこと ・協定の内容が省令で定める基準に適合していること ・緑地協定区域隣接地を定める場合は、その区域の境界が明確に定められていること、その他省令の基準に適合するものであること
管理協定	<p>土地所有者と地方公共団体・緑地管理機構が協定を (5 年以上 20 年以下) 結ぶことにより、土地所有者に代わって緑地の管理を行う制度。これにより、土地所有者の特別緑地保全地区等の管理の負担を軽減することができる。</p> <p>【緑地保全地域・特別緑地保全地区】</p>	<p>認可基準 (26)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きが法令に違反していないこと ・緑の基本計画、緑地保全計画と調和していること ・緑地保全計画および緑の基本計画の管理に関する事項にしたがって管理を行うものであること ・土地及び木竹の利用を不当に制限するものでないこと ・管理協定の定める事項が省令で定める基準に適合するものであること
市民緑地	<p>土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。これにより、地域の人々が利用できる公開された緑地が提供される。</p> <p>【都市計画区域内】</p>	<p>対象となる土地 (55)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域内の土地で、土地、人工地盤、建築物その他の工作物の水平投影面積の合計が 300 m²以上の一団の土地等の区域 (※規模は政令 15) ・現況が緑地でない土地であっても、植樹等を行い緑地とした場合においては、市民緑地の設置が可能

出典：都市緑地法活用の手引き（平成 20 年 社団法人日本公園緑地協会）

8. 用語集

あ行

あいち森と緑づくり事業

愛知県の事業で、県民の暮らしを支えてくれる森や緑を健全な状態で引き継ぐため、「あいち森と緑づくり税」を財源とし、森林や里山林、都市の緑の整備保全する様々な取り組みを進めている。都市緑化については、「身近な緑づくり」「緑の街並み推進」「美しい並木道再生」「県民参加緑づくり」の4種類の事業があります。

アカウミガメ

太平洋、大西洋、インド洋に広く分布し、温帯、亜熱帯域に産卵場を持つウミガメ。日本では本州中部以南から九州の太平洋岸、南西諸島で上陸・産卵しているが、産卵場所である砂浜が減少していることなどから絶滅危惧種に指定されている。

アダプト制度

公共が管理する道路・水路・公園・緑地などの公共施設を、市民が自らの活動と責任で、行政と協働で管理する制度。

か行

街路樹に関わる市民活動団体数

街路樹愛護会、その他街路樹に関わる市民活動団体数。

風の道

都市の気温の上昇を抑えるため、山や海などから都市内へ風を誘導する風の通り道のこと。

急傾斜地崩壊危険区域

崩壊する恐れのある急傾斜地で、その崩壊により居住者等に危害が生ずる恐れのあるものについて指定される区域。

郷土種

在来種の中で、特に豊橋で古くから生息・生育していた種。

クールアイランド

ヒートアイランド現象が生じている都市内部において、まとまった緑地やため池のように、気温が周辺よりも島状に低い地域。

景観作物

地域の景観形成や農地の維持を目的とし、主に遊休農地を活用して栽培されるヒマワリ、コスモス、菜の花などの作物。

県立自然公園

自然公園法及び愛知県立自然公園条例に基づき、県内にある優れた自然の風景地（国立公園又は国定公園の区域を除く。）について知事が区域を定めて指定するもの。

広域避難場所

主に震災時に大規模延焼火災が発生した場合に火の手から身を守るために避難する場所。豊橋公園、牛川遊歩公園、東田公園、岩田運動公園、向山緑地、高師緑地、幸公園が広域避難場所として指定されている。

広域防災活動拠点

大規模地震等災害に際して、広域的な災害対策の拠点となる公園。

公園協力会

自治会等で組織し、公園内の清掃及び除草等を自発的に行う団体。

公園施設長寿命化計画

都市公園における公園施設について、今後進展する老朽化に対する安全対策の強化及び改築・更新費用の平準化を図る観点から、適切な施設点検、維持補修等の予防保全的管理の下で、既存ストックの長寿命化対策及び計画的な改築・更新を行うことを目的として作成するもの。

公園に関わる市民活動団体数

公園協力会、老人清掃奉仕団、その他公園に関わる市民活動団体数。

国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、都道府県知事の申し出により環境大臣が指定し、県が管理する。

さ行

在来種

元来、日本に生息・生育していた種。特に、人間活動により他の地域から入ってきた「外来種」に対して用いられる。一般に江戸時代以前からその地域に生息・生育してきたものを指す。

市街化区域

都市計画区域のうち、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として都市計画決定されている区域。

市街化調整区域

都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域として都市計画決定されている区域。

自然環境保全地域

優れた自然環境を保全するため、自然環境保全法等に基づいて指定される地域。優れた天然林が相当部分を占める森林、その区域内に生存する動植物を含む自然環境が優れた状態を維持している河川、植物の自生地、野生動物の生息地等が指定される。

自然樹形仕立て

それぞれの樹木がもっている本来の樹形を生かした仕立て。

指定管理者制度

公の施設の管理に民間のノウハウを活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに、経費の縮減を図ることを目的とした制度。

市民緑地（制度）

都市緑地法に基づき、土地所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

斜面林

斜面地にみられる樹林地のこと。本市では、表浜に沿った斜面や、豊川、梅田川などに沿った斜面地にまとまった斜面林が残されている。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供することを目的として配置される都市公園。その機能から、街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

集約型都市構造

中心市街地や駅周辺等を、都市機能を集約する拠点として位置付け、拠点と都市圏内のその他の地域を公共交通ネットワークで有機的に連携させる都市構造。

蒸発散

水面や地面からの水の蒸発と、植物体を通じて水が水蒸気となる蒸散のことをあわせて蒸発散という。

消波堤

波を消す、あるいは勢いを弱めて、砂浜海岸の侵食防止を目的とし、海岸線付近に海岸線と並行に設置する構造物。

除間伐

林業で、人工林の適正な管理のために行う作業である。樹木の生育を助けるため、林木の一部を伐採すること。

人口集中地区（DID）

国勢調査において設定される統計上の地区。人口密度が 4,000 人/km²以上の国勢調査の基本単位区等が互いに隣接し、隣接した地域の人口が 5,000 人以上となる地区に設定される。

水源かん養

雨水を一時に流出させず、一定量を蓄える自然の仕組みで、水源を少しずつ養い育てること。

生態系

生物と生物を取り巻く環境が相互に関係し合い、生命の循環をつくりだしているシステム。

生態系ネットワーク

人と自然の共生を確保していくため、原始的な自然地域等の重要地域を核として、生態的なまとまりを考慮した上で、有機的に繋いだ生態系のネットワーク。

生物多様性

生態系を構成する動植物や微生物等の全ての生物種の多様性とその遺伝子の多様性、さらに地域毎の生態系の多様性を含めた包括的な概念。

生物多様性国家戦略

子孫の代になっても、生物多様性の恵みを受け取ることができるように、生物多様性条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関わる国の政策の目標と取り組みの方向を定めたもの。

た行

地域森林計画対象民有林

森林の経済的・公益的機能を総合的に発揮させるため、全国森林計画に即して森林の整備目標等について定める地域森林計画の対象となる民有林。

地域制緑地

都市緑地法や都市計画法などの法令等によって指定されている緑地。

地区計画（制度）

住民の生活に身近な単位として、道路、公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じたきめ細やかなルールを定めるまちづくりの計画制度。

地産地消

地域で生産された農産物等をその地域で消費すること。消費者と生産者の距離を縮め、相互理解の促進、輸送距離の短縮等による環境への負荷軽減など、多くの効果が期待される。

ちびっ子広場

児童の豊かな情操及び健康な身体を養い、併せて交通事故・犯罪等から児童を守り、市民生活の安定及び地域の連帯意識の育成を目的に、整備されるもの。

特定外来生物

外来生物のうち生態系などに被害を及ぼすものとして法令で指定されたもの。原則として、飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などが禁止。

特別防災地区

木造家屋が密集し、かつ道路狭あいにより消防活動が困難なため火災延焼危険の高い地区及び河川流域の低地において宅地造成等で地盤形態、水路形態に変化が生じ、大雨による排水不良又は遊水状況の変化により住家への浸水危険の高い地区について、本市の要綱に基づいて定めた地区。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する地区。

都市基幹公園

都市公園のうち、都市計画的にも、住民の意識の上でも、都市の全体像を形成する大規模な公園であり、都市市民全般を対象としたもの。総合公園と運動公園がある。

都市計画公園

都市計画法第 11 条における都市施設の公園として都市計画決定されたもの。

都市公園法

都市公園の設置及び管理に関する基準等を定め、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の推進に資することを目的として制定された法律。

都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。

土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善や土地区画を整えて宅地利用の増進を図るために行われる、土地の区画形質の変更に及び公共施設の新設又は変更に関する事業。

とよはしの巨木・名木 100 選

平成 17 年 3 月に市制施行 100 周年プレ事業として、市内にある大きな木、珍しい木などを選定したもの。

な行

日本の歴史公園 100 選

都市公園法施行 50 周年を記念して行われた事業で、地域に個性や魅力をもたらす優れた歴史的・文化的資源を保存・継承・活用する公園の整備を推進することにより、観光振興や活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的として、優れた事例を対象に選定されたもの。

ネイチャーゲーム

1979 年に米国のナチュラリストであるジョセフ・コーネル氏により発表された、自然の不思議や仕組みを学び、自然と自分が一体であることに気づくことを目的とした自然体験プログラム。

ネーミングライツ

人間や事物、施設、キャラクターなどに対して名称をつけることのできる権利。命名権。

農地転用

農地に区画形質の変更を加え、住宅地や工業用地、道路、店舗などの用地に転換すること。

農用地区域

農業振興地域整備に関する法律に基づき、今後 10 年以上の長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地の区域。

は行

バリアフリー

障害者や高齢者等の生活や活動に不便な障害を取り除くこと。例えば、エレベーターや手すりの設置、段差の解消など。

ヒートアイランド現象

都市部における気温が、郊外部と比べて高温になる現象で、高密度にエネルギーが消費されることや、地面の大半がコンクリートやアスファルトで覆われ、水分の蒸発による気温の低下が抑えられることが原因とされる。

ビオトープ

ギリシャ語の「bios（生物）」、ドイツ語の「topos（場所）」の合成語で、自然環境を保全・創造するための基本となる生物空間。

東三河都市計画区域

豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市の行政区域全域と、新都市の行政区域の一部から構成される都市計画区域。

風致地区

都市計画法に定められる地域地区の一つで、都市景観を維持するために、特に必要とされる地域が指定される。対象となる地域は、自然の景勝地、公園、社寺、水辺等の公開の緑地、歴史的・郷土的に意義のある土地、緑豊かな低密度な住宅地などである。

保安林

水源のかん養、土砂崩壊やその他災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するために農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。

ポケットパーク

都市の中に設けられた小公園。元はベストポケットパークと呼ばれ、ベストのポケットのように小さい公園という意味がある。通勤通学時の休憩、地域住民の憩いの場として設けられる。

保全配慮地区

都市緑地法に基づき指定される、緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区。

ま行

マルチング材

マルチングとは、畑などの表面を紙やプラスチックフィルムなどで覆うことをいい、雑草の繁茂や肥料の流出防止、土壌の保温や保水などの効果がある。剪定枝などをチップ化したマルチング材は、公園の植栽地や園路に敷いて雑草の繁茂を抑え、クッション材として利用される。

水と緑のネットワーク

水辺や緑の連続した空間や拠点などからなる骨格軸。

緑のカーテン

窓辺をヘチマやアサガオといったつる性植物で覆うことにより、建物及び室内への日射を遮断し、室内を涼しく保つ取り組み。

や行

遊園

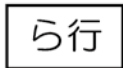
本市が管理している公園のうち、都市公園以外に遊園やちびっこ広場などがある。遊園には、公有地に開設しているもの、民有地に開設しているものがある。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的特徴、言語などの違いに関係なく、はじめからすべての人にとって利用しやすいまちづくり、ものづくり、環境づくりを行っていかうという考え方。

用途地域

都市計画法に基づき、市街地における適正な土地利用を図るため、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めた12種類の地域。建築基準法と連動し、建築物の用途、容積率、構造等に関し一定の制限を加える。



ランドマーク

一般にその土地の象徴となるような建物や記念碑など。

離岸堤

海岸の沖合に、海岸線にほぼ平行に設置される堤防状の構造物。沖合の波の力を弱めて浜に砂を貯えて、侵食防止や海浜の造成を図ることを目的とする。

緑化活動参加者数

花交流フェアなどの緑に関するイベントや公園ガーデニング事業で公園花壇の管理に参加するなど、公園内での緑化活動に参加した市民の数。

緑化重点地区

都市緑地法に基づき、緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区。

緑化地域（制度）

緑が不足している市街地などにおいて、一定規模以上の建築物の新築や増築を行う場合に、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務づける制度。

緑被地

上空から見た水や緑に被われている土地。

緑被率

全体面積に対して、緑被地面積が占める割合。